平成 21 年度 志學館大学 自己点検評価報告書

平成 22 年 5 月 志學館大学

「志學館大学 自己点検評価報告書」

平成 22 年 5 月

目 次

評価項目ごとの自己評価

基準	1	建	学の	精	神	· 大	学	≛ σ.	多	 ‡≉	耳	里念	\$ 万	とて	戊包	巨台	ት .	目	的		•		•		•	•	•	• •	1
基準	2	教	育研	究	組	織		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
基準	3	教	育課	程			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
基準	4	学	生	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
基準	5	教	員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
基準	6	職	員	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
基準	7	管	理運	営			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
基準	8	財	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
基準	9	教	育研	究	環	境		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
基準	10	社	会連	携			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	51
基準	11	社	会的	責	務									•		•		•			•				-			•	54

平成22年5月31日

平成21年度志學館大学自己点検評価報告書

本報告書は、平成21(2009)年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の本学の自己点検評価結果を報告するものである。平成20(2008)年度の自己点検評価は、本学が受けた「日本高等教育評価機構」による認証評価(平成20年度)[以下「認証評価」という]で指摘された【改善を要する点】及び【参考意見】を中心に、同機構の評価基準に従って行ったものであった。しかし、その後本学が鹿児島市への移転をより明確に具体化し、また平成20(2008)年12月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」を受けて本学における改革への取り組みを開始したこともあり、今回は「日本高等教育評価機構」の評価基準に従って、より全体的な自己点検評価を行った。

- 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的 (教育の理念・目的・目標、大学の個性、特色等)
- 1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

(1) 1-1の事実の説明

『学生便覧』等の刊行物やホームページに掲載し学内外に周知している。建学の精神を学生により深く理解させるために本学名誉教授による学園創設者の想い等についての講演会も行った(平成20年7月23日)。また、平成21(2009)年度にはホームページをリニューアルし、建学の精神等をより見やすいものにした。

(2) 1-1の自己評価

建学の精神等の普及が工夫によって着実に進んでいる。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

≪1-2の視点≫

- 1-2-① 建学の精神·大学の基本理念を踏まえた、大学の使命·目的が明確に 定められているか。
- 1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。
- 1-2-3 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

(1) 1-2の事実の説明

平成17(2005)年度に、本学の建学の精神と基本理念を明文化したことに伴い、従来「本学の目的」、「教育の特色」、「教育方針」等として掲げていたものも踏まえて、本学の

使命・目的も明確に定めた。

『学生便覧』の冒頭に「建学の精神と大学の基本理念」とともに「本学の使命」、「本学の教育目的」を掲げ、『教職員要覧』にも同様に掲載して、学生及び教職員に周知している。なお、学生に対しては、入学式、オリエンテーションなどの機会には必ず言及し、周知を図っている。

また、教育目的を「個性・実践・人間力」という表現に簡明にまとめ、『学生便覧』の表紙やスクールバスのスケジュール表に印刷し周知に努めている。さらに、「個性・実践・人間力」を学内の要所に掲げている。平成20(2008)年度には募集活動用名刺に「個性・実践・人間力」の文字を印刷し、学外者への浸透を図った。平成21(2009)年度は、大学創設30周年記念式典において理事長及び学長が大学の使命・目的に言及し、学生等に対するそれらの周知を図った。

学外に対しては、ホームページの大学概要欄に「建学の精神・基本理念」「志學館大学の目的・ポリシー」の項を設け、公表している。

(2) 1-2の自己評価

大学の使命・目的を明確に定め、学生・教職員への周知に努めるとともに、ホームページを通じて学外に公表している。

[基準1の改善・向上方策(将来計画)]

建学の精神・大学の基本理念、使命・目的を学生にさらに浸透させるために、それらに関する授業を初年時教育に組み入れて、平成22(2010)年度から実施することにしている。

基準 2. 教育研究組織

2-1 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が、大学の使命・ 目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関 連性が保たれていること。

≪2-1の視点≫

- 2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。
- 2-1-② 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 2-1の事実の説明

本学における教育研究の基本的な組織については、下表のとおりである。

336 dep	人間関係学部	心理臨床学科(収容定員486) 人間文化学科(収容定員204)
学部 	法学部	法律学科(収容定員246) 法ビジネス学科(収容定員284)
大学院	心理臨床学研究科	心理臨床学専攻 (修士課程・収容定員20)
附属機関等	志學館大学図書館(学則第 生涯学習センター(学則第 心理相談センター(学則第 情報基盤センター(学則第 学習支援センター(学則第 保健センター(学則第 65 進路支援センター(学則第 共通教育センター	第62条の2) 第62条の3) 第62条の4) 第62条の 5) 条)

表 2-1 教育研究の基本的組織

平成 21(2009)年度から、学部の入学定員を合計 50 人減じて 300 人(心理臨床学科 120、人間文化学科 50、法律学科 60、法ビジネス学科 70) とするとともに、3 年次編入学定員 10 (心理臨床学科 3、人間文化学科 2、法律学科 3、法ビジネス学科 2) を設定した。

学長が系列の鹿児島女子短期大学学長を兼務しており、業務の負担を軽減するための措置として副学長を選任することとし、平成 21(2009)年8月1日付で、人間関係学部長が副学長に就任した(学部長併任)。

平成 21(2009)年 4 月から「学習支援センター」を新たに設置して、学生の基礎的学力

の充実を図るための組織的整備を行った。中央教育審議会答申(「学士課程教育の構築に向けて」平成20年12月24日)に示された「学士課程教育の質保証」の一環としての取組みである。なお、学習支援センターの内部組織等については、学習支援センター運営会議において検討し、同年7月1日の合同教授会に組織図を報告した。さらに8月5日の合同教授会では、学習支援センターと他の付属機関等との関連図を報告した(同センターの具体的取り組みについては、基準4で記述する)。

(2) 2-1の自己評価

本学における教育研究の基本的な組織体制は、大学の使命・目的を達成するために適切に整備している。また、平成 21(2009)年 4 月から学習支援センターを設置し、学生の試験対策、学習等への支援や相談体制の充実を図った。

18歳人口の減少に対応し、かつ、学生定員の未充足状態を改善するために入学定員を減じたが、平成 21(2009)年度入試においても、入学定員を満たすことはできなかった。「認証評価」における「学部・学科の改組及び定員減を含めた規模の縮小や、新たな学生確保に向けた取組みを期待する。」との参考意見のとおり、学生確保に向けた新たな手段を講じる必要がある。学生確保にとって最大の障壁になっているのは、現キャンパスの立地である。そこで、平成 23(2011)年 4 月から、鹿児島市へのキャンパス移転を決定したことは、重大な決断であった。平成 22(2010)年度入試では前年度に比し受験者、入学者ともに増加し、移転効果が見られる。したがって、「学部・学科の改組及び定員減を含めた規模の縮小」については、キャンパス移転以降の入学者の確保状況を見極め、必要な場合は検討する。

2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

≪2-2の視点≫

- 2-2-1 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。
- 2-2-2 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2-2 の事実の説明

教養教育については、教員の全員出動体制で取り組んでおり、また「学問へのステップ I」及び「学問へのステップⅡ」については、少人数クラスによる運営を行うとともに、 内容の全学的な統一を図るため、共通教育センターの中に統括担当教員を配置している。

「認証評価」において、教養教育の担当部署として平成 19(2007)年度に設置された「教育改革委員会」は、「大学教育全体をトータルな視点から検討する組織なので、これとは別に教養教育の運営に当たる組織の設置が望まれる。」という参考意見が付された。これを契機に種々議論を重ねた結果、平成 21 年度から「共通教育センター」を新設し、教養教育の運営上の責任体制を明確にした(志學館大学共通教育センター規程第 2 条及び第 3 条を参照)。

(2) 2-2の自己評価

教養教育の運営上の責任体制として共通教育センターを設置し、組織上の措置をとった。 しかし、同センター単独の組織規程は制定しているが、学則上では明文化していない。 「学問へのステップⅠ」及び「学問へのステップⅡ」での少人数クラスによる運営は、初 年時教育としての効果をあげている。

2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

≪2-3の視点≫

- 2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。
- 2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の 要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2-3の事実の説明

教育研究に関わる学内意思決定機関の概要は、別掲【教育研究に関わる学内の意思決定機関の概要図】のとおりである。

なお、平成 21(2009)年度における学内意思決定機関の組織の機能状況について、重要な 施策の意思決定過程の具体例を基に、以下に述べる。

1) キャンパス移転計画の推進について

キャンパス移転計画を推進するに当たっての具体的な問題を検討するための組織について運営会議において審議し、学長補佐(学務担当)をチーフとする「大学移転プロジェクト」を発足させた。同プロジェクトは、法人本部とも協議しながら精力的に検討を進めた。法人では、鹿児島女子短期大学の移転を担当した同短大事務局次長を大学移転業務の担当者(兼務)として発令し(10月1日付)、移転業務実施体制を強化した。平成22(2010)年2月教授会では、「志學館大学キャンパス移転スケジュール表(案)」が報告された。

2) 「志學館大学教育改革基本方針」の策定について

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」で示された学士課程教育の質保証に対応した教育改革の進め方について、先ず大学改革推進会議で検討(6月3日)し、同会議内にワーキンググループ(以下 WG と表記)設置した。同 WG は7回にわたって検討を重ね、報告書を提出した(9月16日)。大学改革推進会議は、全学的な議論(学務委員会・共通教育センター・進路支援センター)を踏まえて、同報告書の内容を6回にわたって精査し、成案(「志學館大学教育改革施行案」)を得た(平成22年1月20日)。運営会議において同施行案について審議の結果、「志學館大学教育改革基本方針」として決定し(平成22年1月27日)、平成22(2010)年2月の合同教授会に報告し、関連各委員会等で具体的な検討を行うことを確認した。

(2)2-3の自己評価

教育方針等を形成する組織と意思決定過程は、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、有効に機能している。特に教育改革基本方針の策定過程において

は、複数の組織において多角的な視点から綿密に検討し、教育方針等の形成について各組織が十分に機能した。

なお、「合同教授会」については、学則には規定されているが、単独での組織規程が存在しない。また両学部の紀要編集委員会については、紀要の投稿規程は存在するが、委員会の組織規程が未整備である。

[基準2の改善・向上方策(将来計画)]

法人では、平成 22(2010)年度から平成 27(2015)年度までの期間の長期経営計画を策定した。そこでは、「環境変化の激しい現在においては、変化に対応した迅速で円滑な意思決定が求められる。また、決定されたことを確実に実行するためには、教職員の協働が欠かせない。体制を整備するとともに、学園の一体感の醸成や帰属意識の向上を図り、強い組織を目指す」としている(長期経営計画IV【学園本部】基本計画 2.組織力の向上)。これに従い、本学の教育研究の基本的な組織については、キャンパス移転後の動向を勘案して抜本的に見直すことも視野に入れている。

学習支援センターの業務(ベイシックスキル支援、パソコンスキル支援、セルフスタディ支援等)を推進するための組織体制の整備を継続的に行う。また、同センターの企画等については、委員会の場だけでなく、センター長又は学務課長に直接提案することとしており、意思決定過程が迅速かつ十分に機能するよう配慮する。

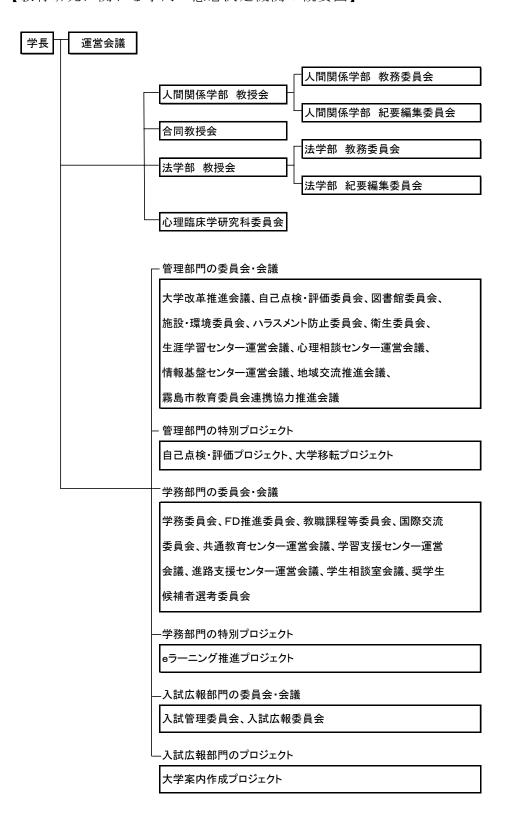
共通教育センターについては、平成 22(2010)年度に学則改正を行い学則上の附属機関とする。

教育改革基本方針の実施に当たっては、各担当部署の連携が必要なので、改革推進会議 が引き続き統括的実施本部としての機能を担ってゆくことにする。

キャンパス移転に関する意思決定に当たっては、各意思決定機関における共通認識及び 意思疎通を図ることは当然として、とりわけ学生の意見を反映させるように配慮する。

合同教授会規程を整備するとともに、その他の組織規程について精査し、必要な整備に 取り組む。

【教育研究に関わる学内の意思決定機関の概要図】



基準3. 教育課程(教育目的、教育内容、学習量、教育評価等)

3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

≪3-1の視点≫

- 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則に定められ、かつ公表されているか。
- 3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 3-1-3 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

(1) 3-1の事実の説明(現状)

- 1) 学部、学科の教育目的は、志學館大学学則第 2 章で定めるとともに、『学生便覧』の「志學館大学の目的・ポリシー」の項で学部、学科毎に明示している。研究科の教育目的も、志學館大学大学院学則第 2 章で定め、『心理臨床学研究科学生便覧』の「心理臨床学研究科の目的・ポリシー」の項で明示している。また、これらの「目的」は、本学のホームページ上で公表している。
- 2) 「目的」達成のために学部、学科及び共通教育の教育課程の編成方針を設定し、『学生便覧』の「志學館大学の目的・ポリシー」の項でそれぞれのカリキュラム・ポリシーとして明示するとともに、本学のホームページでも公表している。研究科についてもカリキュラム・ポリシーを設定し、『心理臨床学研究科学生便覧』の「心理臨床学研究科の目的・ポリシー」の項で明示し、本学のホームページで公表している。
- 3) これらの「目的」は、建学の精神と大学の基本理念を踏まえ、本学の教育目的(「個性・実践・人間力」)を達成するように定め、かつ、学生のニーズや地方の大学である本学に対する社会的需要に応えたものである。「認証評価」では、「建学の精神・大学の基本理念に基づき、学部、学科、研究科の教育目的・目標が設定されて、学則などに定められており、この教育目的を達成するために教育課程が適切に編成されている」と評価された。
- 4) 人間関係学部・心理臨床学科は、一般企業に就職する学生も多いことから、学生のニーズに応えるとともに心理臨床学の学びと職業の関連性を教育課程に反映させるために、平成 22(2010)年度から教育課程に新たに「社会産業」コースを新設し、既存の「医療・福祉・教育」の臨床心理分野に「産業心理学」領域を加えることにした。これに伴い、平成 21(2009)年度には同学科の目的とカリキュラム・ポリシーを一部変更した。
- 5) 法学部法律学科の教育目的と教育課程の編成方針は、法科大学院制度発足以前に法学部が同学科単一の学部として開設した平成 11(1999)年度のものをベースにして、その部分的修正で対応してきた。しかし、この対応では、法ビジネス学科開設に伴う伝統的な法学部教育のイメージの一新、法科大学院制度発足に伴う学部教育の専門基礎教育の場としての明確な位置づけを踏まえた専門科目教育の展開という課題には十分応えられない。そこで、平成 23(2011)年度からの開始を目指して、平成 21(2009)年度から法律学

科の教育目的の簡潔・明確化とそれを反映した教育課程の編成方針の見直しに取り組んでいる。

- 6) 平成 19(2007)年に実施した学生生活実態調査で、「大学の基本理念がカリキュラムに 反映されている」とは思わないとの回答が3割強あったことについて、「認証評価」で 参考意見が付された。このことを検討した結果、以下のような対策に取り組んでいる。
 - ①教育課程の面から、大学の基本理念や教育目的の学生への浸透を図っている。具体的には、平成 20(2008)年度から1年次の必修科目である「学問へのステップI」(共通教育の基礎科目)の中に「学園と大学の歴史・理念」を学ぶ講義を組み込んでいる。
 - ②大学の基本理念や教育目的の反映という観点からの教育課程と教育方法自体の見直しについて、平成 21(2009)年度から共通教育センター及び各学部教務委員会で検討することにした。ただし、法学部法ビジネス学科は、設置後 2 年目の学年進行中であり完成年度までは教育課程の変更ができないので、それまでの間は現状を点検し、学科完成後のあり方を検討することにしている。
- 7) 平成 21(2009)年 6 月に大学改革推進会議において、中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」への対応を含む今後の本学の教育の総合的システムの検討を開始し、その成案の全学的な議論(学務委員会・共通教育センター・進路支援センター)を踏まえて、平成 22(2010)年 1 月に運営会議が「志學館大学教育改革基本方針」(以下、「基本方針」とする。)を決定し合同教授会に報告した。「基本方針」は、本学が育てる人材を「地域に貢献できる幅広い職業人」として再確認し、「個性・実践・人間力」の育成を軸にした「皆資格・高資格の教育」を目指す教育システムである。その骨子は、以下のとおりである。
 - ①本学の教育の「学士課程教育」としての質保証の要点を、「地域に貢献できる幅広い 職業人に必要な学士力(本学版で「人間力」)」の育成に置く。
 - ②本学の教育を通して育成される「学士力(人間力)」の前提として、全学生に対する「基礎学力」の確認と習得・保証の仕組みを、教育課程、とりわけ教養教育を担う共通教育の課程に組み込む(「皆資格の教育」の基盤)。
 - ③学部・学科の教育課程では、専門科目教育の精選・強化を目指す見直しを実施する(「高 資格の教育」)。
 - ④大学の移転を機に平成 23(2011)年度から開始する。 この「基本方針」に基づき、平成 22(2010)年度には全学教務委員会、学部教務委員会、 共通教育センター、進路支援センター等の分掌機関・関係組織が具体化を検討する。

(2)3-1の自己評価

- 1) 「認証評価」で指摘のあった学生の「大学の基本理念がカリキュラムに反映されている とは思わない」との回答傾向を反省的に捉え返し、大学の基本理念自体の理解・浸透と、 基本理念の教育課程での具体化の両面において、敏速に対応している。
- 2) 本学の基本理念や教育目的は抽象的一般的な表現であるため多義性を免れず、従来、教育課程の編成方針への反映が見えにくいという問題があった。しかし、「基本方針」により、本学の基本理念を踏まえつつ、大学の機能的分類における本学の機能型と、地方の小規模大学としての本学の地域社会における役割(「地域に貢献できる幅広い職業

人」育成)を明確にすることにより、教育課程の編成を基本理念や教育目的により明確 に方向付けることができるようになった。

- 3) 「基本方針」の「皆資格・高資格の教育」は、学士課程教育の質保証システムと結び つけて本学の教育の特色を明確に打ち出していこうというものであり、本学の実態を踏 まえつつ今日の大学教育の課題に一定程度応える方針である。
- 4) 本学の基本理念である教養教育を担うべき共通教育を見ると、教育課程の体系はほぼ整っているが、具体的な科目によって提供する教育内容や教育方法は、学生の基礎学力や関心の多様化に対応した教養教育という点では不十分である。特に、大学教育の基礎的なスキル学習に重点化した基礎科目と他の授業科目の連携、大学生活の最初に出会う教養科目と学生の基礎学力のギャップの縮小、教養科目の学びから専門科目への興味関心の発展性、テーマ学習などを視野に入れた教養科目相互の関連、などの課題に教育課程として応えるには、さらに工夫しなければならない。
- 5) 法学部法律学科の教育目的と教育課程編成方針の見直し作業は、大学としての「基本方針」 策定とその具体化の取組みから独立して行ってきたが、結果として「基本方針」の具体化の取 組みに連携するものである。
- 3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

≪3-2の視点≫

- 3-2-(1) 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。
- 3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。
- 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。
- 3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

(1) 3-2の事実の説明(現状)

- 1) 本学の教育課程の編成方針に基づき、学部・学科ごとに教育課程を体系的に編成し、履修要件とともに「志學館大学履修規程」第 2 条別表に示している(『学生便覧』)。 共通教育の教育課程も、人間形成のための教養教育が十分に行えるように体系的に編成し同条別表に示している。大学院心理臨床学研究科についても、教育課程を体系的に編成し、「志學館大学大学院教育科目表」に示している(『心理臨床学研究科学生便覧』)。 「認証評価」では、本学の「教育課程は、教育目的が教育方法に十分反映され、体系的に編成されており、内容も適切である」と評価された。
- 2) 入学する学生の進学動機の多様化、学力の格差拡大などの実態に即して、学生が確実

に大学生活を全うできるような、一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育(指導教員制度・出席状況調査を活用した問題を抱えた学生への指導・キャリア教育の充実・履修指導など)を、引き続き実施している。

- 3) 授業の方法・内容、授業計画、成績評価基準は『講義要項』によって学生及び対外的に明示している。平成 20(2008)年度までの『講義要項』には、各科目の到達目標や成績評価基準の欄を設けなかったが、平成 21(2009)年度から『講義要項』の様式を変更した。具体的には、授業科目ごとに、受講によって何ができるようになるかの「到達目標」、15回の授業回数に対応する具体的な「授業計画」、成績評価の方法と基準を書き分けた「成績評価方法と基準」の欄を設け、明記を徹底している。
- 4) 1 セメスターで試験を除き 15 回の授業回数の確保について、「認証評価」の意見を踏まえて検討し、平成 21(2009)年度から、一部の国民の祝日・振替え休日の授業日化や夏期・春期の休暇期間の短縮などの学事日程編成措置により、実施している。
- 5) 1セメスターにおける履修登録単位数の上限設定については、特に法学部の基準である「卒業単位に算定することができない科目・集中講義科目・通年科目を別にして 20単位」が、事実上守られていないことにつき、「認証評価」で参考意見が付された。同学部は検討の結果、平成 21(2009)年度から「1セメスターで集中講義科目を除く 15科目」に変更して、学生に対し上限設定の趣旨の周知を図るとともに、履修指導を行う指導教員のチェックのシステムを改善し、学生への指導を徹底している。
- 6) 平成 22(2010)年度から GPA 制度を導入することを決定し、規程を整備した。特待生の継続承認や学業優秀者の学長表彰制度への適用から開始し、適用分野を拡大していく。
- 7)法学部法律学科では、必修の演習科目「専門演習 I」「専門演習 II」がそれぞれ 4 単位の通年科目であり、学生の 9 月卒業の可能性に対応していなかった。そこで、両科目を各 2 単位の演習 2 科目「専門演習 I A」「専門演習 I B」、「専門演習 II A」「専門演習 II B」、「専門演習 II A」「専門演習 II B」に分け、平成 22(2010)年度から実施するべく、履修規程を改定した。なお、この課題は法ビジネス学科でも同様であるが、完成年度(平成 23 年度)までは変更できないので、同学科は平成 24(2012)年度から実現する予定である。
- 8) 平成 17(2005)年度に新設した共通教育の基礎科目「学問へのステップ I」「学問へのステップ I」について、平成 20(2008)年度が 1 年次に受講した学生の最初の卒業年度であったことから、共通教育センターと FD 推進委員会において、学生($2\sim4$ 年生。特に就職活動を経た 4 年生は重点的に)と全教員を対象に科目目標の達成状況を検証するための調査を行った。その結果を踏まえて、平成 21(2009)年度から、本学学生の実態に即した内容・方法について、さらに共通教育センターで検討しつつ改良し実施している。
- 9) 平成 21(2009)年度から、法学部の 2 年次配当の演習科目について、学科の教育課程編成方針を反映させた教育内容・教育方法とする改善を行った。2 学科とも複数担当者制にして、グループワークとコミュニケーション能力涵養を重視し、学科教育の特色を打ち出した科目として開始している。具体的には、「法律学基礎演習」(法律学科)は、法活用の現場について実践重視で学ぶ内容に、「法ビジネス基礎演習」(法ビジネス学科)は企業訪問と企業研究、及び職業人生を実践的に学ぶ内容としている。
- 10) 本学も参加している「鹿児島はひとつのキャンパス―地域のリーダー養成のための大学連携と総合教育の構築」プログラム(平成 20 年度文部科学省 戦略的大学連携支援

事業に採択)の一環として、平成 21(2009)年度に、授業科目への e ラーニング導入のための設備や体制の整備を進めて、一部の授業科目で利用した。年度前期に e ラーニングの意義や授業管理システムである Moodle の利用方法についての事前の説明・研修会を、教員向け 4 回(延べ 63 人参加)、学生向け 1 回(22 人参加)実施した。実際の Moodle の活用状況は、授業科目では前期が教員 6 人 14 科目(クラス)、後期は教員 4 人 7 科目(クラス)であり、正課外では、宅地建物取引主任者資格試験や IT パスポート試験の対策講座、人間関係学部心理臨床学科の推薦入学者に対する入学前学習で活用した。このプログラム実施のため鹿児島大学に設置され連携大学等が共同で利用するビデオ配信サーバーMediaDEPO を利用して、2 名の教員の 2 科目の授業を録画し配信した。また、FD 合同フォーラム等のイベントの様子なども配信している。

11) 大学院心理臨床学研究科は、平成 21(2009)年 11 月に日本臨床心理士資格認定協会の大学院指定審査委員会による大学院指定専攻の実地視察を受け、①大学院の授業科目の一部に学部の科目との時間割上の重複開講があること、②院生単独でのケース担当が少ないこと、の 2 点について改善の指示をされた。このうち、①は、学部時間割の表記の複雑さ故に審査委員会の誤解を招いたものであり、授業科目の重複開講は存在しない。しかし、誤解の種を根絶するため大学院の当該授業科目の時間割配置を変更することにした。②については、修士課程 2 年間に継続した単独事例経験を 3 例以上担当させるべく、教員のスーパーヴィジョンの一層の充実を図るよう改善することにした。

(2) 3-2の自己評価

- 1) 本学の教育課程編成、授業の内容や方法、授業期間の設定と運用、教育・学習結果の評価等について、大学設置基準及び中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」を踏まえて改善するべく、敏速に対応している。
- 2) 現代の若者や本学学生が人間力を高めるために必要な教養教育という観点で、平成 21(2009)年度から共通教育センターで行っている教養科目の体系、授業内容、教育方法の見直し作業については、平成 23(2011)年度からの実施を目指す「基本方針」の具体化とも連動するので、成案までの検討の速度を上げる必要がある。
- 3) 初年次教育の一環としての「学問へのステップⅠ」「学問へのステップⅡ」は、科目内容の面や取組み体制の面で、全国の諸大学の試みに引けを取らない水準となっている。他方で、全国他大学の実践例が本学の教育内容・方法の改善に活用可能かどうかを共通教育センターで検討するなど、常に改善充実を進めている。
- 4) 授業回数の確保と『講義要項』の記載事項の充実(科目の到達目標と成績評価基準の明記)を進めたことで、FD 活動における授業公開の広範な実施と相まって、教員の間で教育内容、教育方法の改善の意識化という成果があった。
- 5) 日本臨床心理士資格認定協会の改善指示を受けて、大学院心理臨床学研究科は迅速に対応している。
- 6) e ラーニングを進める環境は整いつつあるが、授業科目等へ導入する教員は少数である。これは、どの授業でも学生が広範に Moodle にアクセスできるだけの条件整備が十分でないこと、及び、個々の授業科目に導入するために科目担当者が割く時間や工夫の負担感が小さくないためである。

3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

≪3-3の視点≫

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

(1) 3-3の事実の説明(現状)

教育目的の達成状況を点検・評価するために、本学では以下のような取組みを実施している。

- ①同志社大学高等教育・学生研究センターによる JCIRP プログラムの学生意識調査において、1年生調査には平成20年度から、上級生調査には平成21年度から参加し、その調査結果を本学独自で分析し、FD研究会や学部研究会、教職員合同研修会で提示している。
- ②学生の就職状況については、進路支援センターによる進路・就職支援業務において、全4年生の就職・進学状況を徹底的に把握している(業務統計)。また、平成21(2009)年度には、文部科学省の学生支援推進プログラムによる補助を受けた「学生の『粘る力・人間力』を向上させる双方向型就職支援の強化」プログラムにより、2月に卒業直前の4年生対象に、進路支援センターの支援に対する評価やキャリア形成科目に対する評価等について調査を行った。さらに、3月には県内外の約400の企業に対し、企業が求める人材像や大学教育への要望等について調査票調査を実施した。今後、卒業生への調査等も予定している。
- ③共通教育の基礎科目「学問へのステップ I」「学問へのステップ I」について、共通教育センターと FD 推進委員会において、2 年生以上を対象に、特に就職活動を経験した 4 年生に対しては重点的に卒業前に、科目目標の達成状況や学生から見た受講の効果を検証するための調査を行った。
- ④学生の資格・免許取得は本学の教育目的の達成状況を示す指標の一つであるという観点 から、本学は以下のような資格・免許取得の教育に取り組んでいる。
 - ・文部科学省等により課程認定され開講科目の履修を通じて取得できる資格・免許中学校・高等学校の教育職員免許状・社会教育主事・学芸員・司書教諭・司書 (以上、文部科学省)。日本語教員(文化庁)・社会福祉主事(厚生労働省)
 - 国家資格試験や、公益法人認定の検定試験

宅地建物取引主任者・行政書士の国家資格試験

3級FP技能士・2級FP技能士取得の技能検定(特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会)。

法学検定試験(財団法人日弁連法務研究財団と社団法人商事法務研究会)。

ビジネスキャリア検定試験(中央職業能力開発協会)。

ピアヘルパー(特定非営利活動法人日本教育カウンセラー協会)

・社団法人等の公益法人の認定による資格

認定心理士(社団法人 日本心理学会)·福祉心理士(日本福祉心理学会)·社会調査士(一般社団法人 社会調査協会)

このうち、特に宅地建物取引主任者・行政書士等の国家資格試験やFP技能士検定試験対策

としては、関連する授業科目(正課)を基礎にしつつ正課外でも講座や研究会を開いており、 学部の枠を超えて参加者があり、宅地建物取引主任者・3級FP技能士試験では多くの合格者 を出している。

(2) 3-3の自己評価

- 1) 学生の資格等取得状況や就職状況は、本学の教育目的の達成状況の指標の一つ、との見地から、特に平成 21(2009)年度からは文部科学省の学生支援推進プログラムの補助を受けた「学生の『粘る力・人間力』を向上させる双方向型就職支援の強化」プログラムにおいて、大学教育と就職の連携の実態を検証するための点検・評価の活動を確実に実施している。
- 2) 学生の取得する資格等は学部・学科や教員が関わっているものが多いので、教員が資格取得を目標に据えた学習を提起して、取得という具体的な「成果」に実ることを実感させ、学生の「学ぶ意欲」や「粘る力」を引き出すという狙いは、現在のところ功を奏している。他方で、資格取得の奨励が、教員の間では「大学の専門学校化」との不満の声、学生の間では資格取得「自己目的化」や資格「万能主義」を増長しかねない傾向も散見するので、資格取得の目的性と手段性のバランスの取れた指導と奨励が必要である。
- 3) 学生の総体的な基礎学力・基礎的教養の低下は、本学の教育目的の達成を阻害している実態があるが、大学入学後短期間の取組みでは目に見えるような成果は困難なことから、基礎学力・基礎的教養の習得について系統的な点検・評価の努力をしてこなかった。しかし、この課題は、大学教育の質保証の観点からはもはや看過できないので、学生の基礎学力・基礎的教養の状況を点検・評価し、教養教育を強める方策を早急に検討する必要がある。

[基準3の改善・向上方策(将来計画)]

- 1) 「志學館大学教育改革基本方針」は「学士課程答申」を本学の特性に即して具体化したものであり、本学の移転年である平成23(2011)年度からの実施を目指している。共通教育センター・人間関係学部・法学部という関係組織・機関において、その確実な実施を目指して議論と作業の速度を上げ、平成22(2010)年度中に実行可能な具体化案を策定する。とりわけ共通教育センターは、本学学生の標準としての基礎学力的知識の修得の徹底と、その上に立った教養教育のシステムを分掌するので、高校卒業レベルの基礎学力的知識の確認システムの具体化、及び現行の教養科目体系の再編成を検討し、平成22(2010)年度中に成案を策定する予定である。
- 2) 法学部は、平成 21(2009)年度末で法律学科・法ビジネス学科の 2 学科制が 2 年経過し、各学科への入学生や志願者の動向を把握できつつある。平成 22 年度には、学部の目的の表現のより明確化、それぞれの学科の目的の表現についての他方学科との差異化を図る予定である。これに伴い、法律学科の教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)は、「学士課程答申」を踏まえた専門基礎教育の場としての学士課程教育という位置づけと、学生の実態に即して基礎教育の徹底から発展的展開への道筋を明確化したものに改めることにしている。
- 3) 平成 23(2011)年度の法学部法ビジネス学科の完成年度までは、同学科の教育課程、及び人間関係学部と法学部に共通の科目表である共通教育の教育課程は、変更することができない。しかし、このことを全学的な議論と作業の障壁とせず、完成年度の翌・平成

24(2012)年度から直ちに新しい教育課程編成方針で臨めるようにする。そのため、共通教育では平成22(2010)年度には教育課程・教育方法の内容面の検討を先行させて、平成23(2011)年度からは柔軟かつ試行的に実施できるようにする予定である。また、法ビジネス学科の専門科目教育についても、法律学科と同様の趣旨で教育課程の編成方針の見直しを進めて、完成の翌平成24(2012)年度から全面的に新しい教育課程で臨めるようにする予定である。

基準4. 学生

4-1 アドミッションポリシー(受入れ方針・入学者選抜方針)が明確にされ、適切に 運用されていること。

≪4-1の視点≫

- 4-1-1 アドミッションポリシーが明確にされているか。
- 4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。
- 4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並 びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

(1) 4-1の事実の説明(現状)

大学全体、各学部・学科及び大学院のアドミッションポリシーを明文化し、大学案内、学生募集要項、ホームページや各種の学生募集活動を通して周知している。なお、平成23(2011)年度の募集要項から各学科のアドミッションポリシーに「高等学校等で学んでおいてほしい項目」を付け加えることにした。

入学者選抜は、アドミッションポリシーに沿って、学部入試として、推薦選抜(指定校推薦、一般推薦、専門高校・総合学科推薦)・試験選抜(A 日程、B 日程、C 日程、センター利用 A 方式、B 方式、C 方式)・AO 選抜・特別選抜(社会人、帰国子女、外国人)・編入学選抜・転入学選抜があり、平成 22(2010)年度入試においてもそれぞれの方法で実施した。なお、平成 23(2011)年度入試からは、試験選抜の A 日程、B 日程、C 日程を前期日程と後期日程の 2 回に変更し、また、推薦選抜及び AO 選抜の出願要件に高等学校等における評定平均値を明記することになっている。大学院については、秋と春に 2 回入学者選抜を行っている。

近年の学部の志願者数及び入学者数は表 4·1 に示すとおりである。平成 22(2010)年度は全体の入学定員こそ満たせていないものの平成 21(2009)年度と比較すると志願者数、入学者数とも大きく増加した。大学院については平成 22(2010)年度も入学定員(10人)を満たしており、また大幅な定員超過もない。

各授業の受講者数は概ね適正規模が保たれており、支障はきたしていない。

近年の退学者数(全学年)を表 4-2 に示す。平成 21(2009)年度は平成 20(2008)年度と比較して退学者が大きく増加した。

(2) 4-1の自己評価

入学者選抜については、平成 22(2010)年度入試においてもそれぞれの入試で適切に実施し、また公正な合否判定を行った。

学部の入学者数については、平成 22(2010)年度は全体としては依然定員を確保できていないものの、平成 21(2009)年度と較べて大きく改善した。これは平成 23(2011)年度からのキャンパス移転の広報をはじめ、各種募集・広報活動等の取組みの結果、全体の志願者数が大幅に増えたことがその大きな要因である。その中でも特に法学部法律学科において

入学者数が定員を上回った。これは本学の法律学科がようやく定着し、その教育成果が周知されてきた結果である。

退学者数については決して少なくないが、その理由はさまざまであり、4-2以降で触れることとする。

学部	学科	入学	平成 2	0 年度	平成 2	1年度	平成 22 年度		
子印	子作	定員	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者	
	心理	120	139	92	119	81	154	108	
人間	臨床	(120)	109	92	119	01	104	100	
関係	人間	50	40	26	51	30	61	38	
	文化	(80)	40	20	91	30	01		
	法律	60	69	43	55	37	89	65	
法	IZ IF	(60)	0.0	40	00	57	0.0		
14	法ビジ	70	57	49	38	28	51	48	
	ネス	(90)	01	40	30	20	01	40	
 	計	300	305	210	263	176	355	259	
L	1 11	(350)	500	210	200	170	555	259	

表 4-1 学部・学科別の志願者数、入学者数の推移

入学定員の()内数は平成20年度以前の定員数

学部	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
人間関係学部	26	11	26
法学部	16	5	12
計	42	16	38

表 4-2 退学者数 (全学年) の推移 (除籍を含む)

4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

≪4-2の視点≫

- 4-2-1 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。
- 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

(1) 4-2の事実の説明(現状)

本学の学習支援は、これまで教科指導担当者による添削指導、指導教員制などの個別の支援が中心であったが、これに加えて、平成21(2009)年度に学生への学習支援の組織として「学習支援センター」を設置し、教科等支援アドバイザー(教員)が週4日図書館内の

学習支援センター室においてさまざまな学習支援を行う体制をとっている。また、学務課窓口においても修学支援アドバイザー(事務職員)が科目履修や資格取得に関する相談を受けている。学生による学習支援センターの利用は、平成 21(2009)年度後期においては延べ 17 人であった。

各種資格・検定試験を目指す学生に対する支援として、正課外にさまざまな専門の講座を開いており(法学研究会、英語道場、ビジネスアカデミー等)、資格取得などをサポートしている。平成 21(2009)年度のおもな成果として、宅地建物取引主任者試験に 7 人、ファイナンシャル・プランニング技能士 3 級検定試験に 20 人の合格者があった。TOEIC でも 1 名が 700 点台(準一級程度)、2 名が 600 点台のスコアを取った。

なお、共通教育科目「英語」においては基礎力確認と、より効果的な教育を推進するため平成 22(2010)年度からプレイスメントテストを実施することとした。

外国人留学生に対しては、日本人学生のチューターが支援をする「留学生チューター制度」を設けている。また、障害を持つ学生には、学務委員会がその状況を教職員に周知して、該当学生が授業などで不利にならないように工夫している。

図書館については、平成 20(2008)年度から開館時間を週 1 日 19 時 20 分まで延長したが(通常 18 時まで)、この時間の利用者は平均 5 人未満で必ずしも多くない。

(2) 4-2の自己評価

学習支援センターの機能の一つとして大学における学習に困難のある学生に対するサポートをすることがあるが、年度途中の開室ということもあって周知度が低く、まだそのような学生が十分利用できている状況にない。今後学習支援センターが十分機能できるような仕組みを考えていかなくてはならない。

表 4-2 にある退学者の中には学習意欲の低下による者もいると考えられる。このような 学生には科目担当者、指導教員や学務課職員などの個別的な支援で対応してきたが、学習 支援センターにおいてもこうした学生に関する情報(成績、修得単位、授業及びオリエン テーション等への出席状況等)を把握し、対応を検討していく必要がある。

成果外の講座による勉強会による学習支援は毎年着々と成果を上げており、本学の実情にあった学習支援である。

図書館の開館時間は、学生の希望や利用者数などから再検討を要する。一方で学生に図書館の利用を促すような仕組みを工夫する必要がある。

4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

≪4-3の視点≫

- 4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4-3-3 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。
- 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

(1) 4-3の事実の説明(現状)

学生サービス、厚生補導、障害を持つ学生に対する支援のあり方等については学務委員会が所掌し、支援業務は主として学務課が行っている。留学生に関することは国際交流委員会が所掌している。また、健康相談、心的支援を行う組織として保健センター(保健室及び学生相談室)があり、センター長(診療内科医の本学教授)及び看護師を置いている。学生相談は、センター長のほか本学心理臨床学科の教員が担当している。学内ハラスメントについてはハラスメント防止委員会が対応し、相談窓口としてハラスメント相談員を置いている。学生サービスに対する学生の意見を汲み上げる主なシステムとしては、学友会による意見集約、及び投函式の意見箱がある。汲み上げられた意見については、主に学務委員会が検討し対応している。

経済的な支援として、志學館学園奨学金制度、授業料等減免制度及び志學館学園利息給付奨学制度があり、学部学生の38%(平成21年度)がこれらの対象になっている。このうち志學館学園利息給付奨学制度については、国の法改正に伴い平成22(2010)年度入学者から廃止し、その代わりに民間会社(「オリエントコーポレーション」)と提携した学費ローン「学費サポートプラン」を紹介している。なお、授業料等減免制度のうち、チャレンジ奨学生制度については、採用基準等に問題があるという意見があり検討の結果、平成22(2010)年度入学者から廃止することにした。

また、日本学生支援機構、地方公共団体、民間育英団体などの奨学金制度の紹介、受付けを学務課において行っている。こうしたさまざまな経済的支援を行っているものの、経済的理由で退学していく者も決して少なくない。平成 21(2009)年度退学者のうち経済的理由による者は、16 人(退学者のうちの 42%、授業料未納による除籍者を含む。)であった。

このほか、生活面のサービスとしてスクールバス、女子学生寮がある。また、留学生に対しては留学生授業料減免制度及びチューター制度のほか、教職員・学生等で組織された「志學館大学留学生交流支援の会」があり、さまざまな生活の支援を行っている。

課外活動への支援としては、各サークルには学友会費のほかに本学後援会からの援助があり、部員数や活動実績などを基に予算が配分されている。施設面については、体育系サークルの練習施設(体育館、運動場、弓道場、トレーニングルーム)や宿泊可能なログハウスがある。剣道部、ラグビー部には、学外に練習場がある。また、平成22(2010)年度から「志學館大学スポーツ後援会」を組織し、体育系サークルの総合的な支援に当たることになっている。さらに、学内サークルの活性化、連携強化等を目的として、各サークル等の代表を対象としたサークルリーダーズ・トレーニングを毎年実施している。平成22(2010)年度から、これに加えて各サークルの顧問、指導者による「志學館大学サークル顧問・指導者会議」を開くことになっている。サークル活動以外の課外活動としては、新入生歓迎行事、球技大会、大学祭(「銀杏祭」)等があり、いずれも終日通常授業を休講にするなどの対応をとっている。

(2)4-3の自己評価

学生サービス体制を整備し、適切に運営している。学生に対する経済的支援によって、

学業を継続できている学生は少なくない。しかし、それでもなお、経済的理由による退学者が少なからず存在する。経済的支援のあり方についてさらに検討することが必要である。

4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

≪4-4の視点≫

- 4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 4-4の事実の説明(現状)

就職・進学支援については、進路支援センターと進路支援課を中心に、学生の指導教員と連携しながら行っている。主なものは、就職情報提供、個別面談、保護者面談、進路・就職ガイダンス、学内企業ガイダンス、進路支援講座などである。学部学生の就職状況は、平成19(2007)年度就職率93.9%、平成20(2008)年度96.1%、平成21(2009)年度94.0%であった。大学院への進学支援は、主に当該専門分野の教員が行っている。

また、平成 21(2009)年度文部科学省「大学教育・学生支援事業」に、学生支援推進プログラムとして申請した取組み「学生の『粘る力・人間力』を向上させる双方向型就職支援の強化」が採択された。これによりこれまでの就職支援に加えて、ICT の活用による双方向型の情報提供やキャリア教育、キャリアコンサルタントや臨床心理士による相談体制の整備などを行っている。

キャリア教育としては、共通教育科目のキャリア形成科目群によって1年次から段階的なキャリア教育を行うシステムになっている。また、平成21(2009)年度から有限責任中間法人ブレインネットによる寄付講座をキャリア形成科目群の正課科目「資格と人生」として開講している。

資格取得に対する支援としては、4-2に記した正課外講座による支援が中心である。 また、一部の技能・資格等取得に単位を認定している。

(2) 4-4の自己評価

就職率の高さに現れているように、就職支援等の体制を整備し、適切に運営している。 学生支援推進プログラムの採択も、これまでの実績の延長上にあるものである。

[基準4の改善・向上方策(将来計画)]

平成 22(2010)年度入試の動向から、平成 23(2011)年度の鹿児島市へのキャンパス移転により更に入学者数が増えることが期待される。しかしながら、単に「移転効果」を期待するだけでなく、教育研究面では「志學館大学教育改革基本方針」に基づく諸方策、また募集広報面においてもより効果的な方策を検討し、全学科において入学定員確保に向けて努力する。

退学防止策については、大学全体の重要問題と位置づけ、大学改革推進会議や学習支援 センターで学習支援、経済的支援などの具体的方策を検討する。平成 22(2010)年度からの 取組みとしては、新入生に学力確認テストを行い、「アット・リスク」学生の捕捉、指導

に活かしていく。

学生サービスについては、新キャンパスにあわせた新たな取り組みを模索していく。

就職・進路支援については、平成 21(2009)年に採択された学生支援推進プログラムに沿って進め、将来的には「志學館大学のキャリア教育」のシステムの整備をめざす。具体的なものの一例としては、3-3で述べた企業に対する調査票調査の結果を分析し、それに基づいて就職ミスマッチや早期離職の防止策を検討していく。

基準5. 教員

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

≪5-1の視点≫

- 5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。
- 5-1-② 教員構成(専任・兼任、年齢、専門分野等)のバランスがとれているか。

(1) 5-1の事実の説明(現状)

平成 21(2009)年度の教員配置は表 5-1 に示すとおりである。人間関係学部においては心理臨床学科で教授 7 人、准教授 4 人、講師 2 人、人間文化学科では教授 9 人、准教授 3 人、講師 4 人、助教 1 人を配置している。法学部は法律学科で教授 5 人、准教授 4 人、講師 1 人、法ビジネス学科で教授 4 人、准教授 4 人、講師 2 人を配置しており、全ての学部学科において大学設置基準の必要専任教員数を満たしている。

		쓰회 (1 쓰수무)		卓	F任教員	数		山工	米 / C	甘淮米
学部・研究科名		学科 (入学定員)	教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任	基準数
	人間関係学部	心理臨床学科(120)	7	4	2	0	13	1	_	7
	八间舆体子部	人間文化学科(50)	9	3	4	1	17	0		6
学	人間関係学部計		16	7	6	1	30	1	(21)	13
部	74 572 441	法律学科(60)	5	4	1	0	10	0		8
	法学部	法ビジネス学科(70)	4	4	2	0	10	0	_	8
	法学部	計	9	8	3	0	20	0	(10)	16
大学院	心理臨床学研究科	心理臨床学専攻(10)	(8)	(5)	(1)	0	(14)	0	5	5
	一般耄	女育担当	_	_		_		兼任	÷ 19	ı

表 5-1 学部·学科·研究科別教員配置数

大学院の職位欄の人数の()は学部との兼担教員数を示す。専任教員には教養教育担当教員(基準数17人)を含む。

専任・兼任教員のバランスに関して、毎年度兼任教員数については見直しを行い、平成21(2009)年度は人間関係学部で35%と、平成20(2008)年度(36.1%)と比較して専任比率が高まった。法学部では専任比率に変化はなく、一部の科目については、学外の兼任教員に依存している状態である。

年齢構成については、表 5-2 に示したとおりである。平均年齢は、心理臨床学科で 50.2 (平成 20 年 5 月時点では 52.1。以下同じ)歳、人間文化学科で 51.2(49.8)歳、法律学科

で 49.7(48.8)歳、法ビジネス学科で 48.5(49.7)歳である。人間文化学科で特に高くなった理由は、兼任教員に依存していた教育課程上の専門領域に専任教員として特任講師を配置したためであり、全体としては年齢構成に配慮した配置となっている。

	心理臨床学科	人間文化学科	法律学科	法ビジネス学科
教授	59.4	58.3	58.4	59.0
准教授	43.3	44.0	40.5	44.5
講師	33.0	45.0	43.0	35.5
助教		33.0		

表 5-2 学部·学科別年齡構成

大学院の職位欄の人数の()は学部との兼担教員数を示す。各学部の人数には教養教育担当教員を含む。

(2) 5-1の自己評価

専任教員数については、大学設置基準に定められた基準数を満たしている。また、従来は兼任の教員に依存していた科目に専任教員を充てる措置を行うなど、教育課程上適切な配置となっている。一方で、平成 22(2010)年度は学生数が増えたことにより、初年次教育における少人数クラス制を維持するために、教員を増員するか、あるいは教員の授業時数負担を増加するか、という選択に迫られている。

5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

≪5-2の視点≫

- 5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。
- 5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1)5-2の事実の説明(現状)

教員の採用・昇任の方針は、「志學館大学教員選考基準」、「志學館大学大学院心理臨床学研究科教員資格審査基準」、「志學館大学人間関係学部教員選考規程」、「志學館大学法学部教員選考規程」に明示されている。あわせて、学園に設置された全ての教職員に適用される「管理及び運営に関する規則」の第12条(人事)や、学園の「職員任用事務取扱規程」及び法人本部より毎年度提示される「人事の基本方針」も、採用・昇任の際の勘案材料となっている。非常勤講師の選考においても、この規程等を準用している。

運用については、以下のような手続きを経ている。教員を採用することが決定されたときは、学部長は候補者を定め、必要な選考資料を作成して教授会に提案し、選考委員会を設け、上記の基準に基づいて候補者の業績等を審査させる。選考委員会は審査の経過及び結果を教授会に文書で報告し、教授会は委員会の報告に基づいて審議し、投票により採用の可否を決定する。

選考結果の確定後、学部長は教授会における選考の経過及び結果を学長に報告し、学長

はこの報告に基づいて理事長に上申し、理事長が採用を決定する。

教員募集方法については、専門領域によっては、独立行政法人・科学技術振興機構の JREC-IN (研究者人材データベース) を活用した教員公募情報の公開等を通じて行って いる。

教員の昇任方針の運用に関しても、採用の場合と同様に、昇任が必要な理由や学園の経営上の問題等を勘案しながら行っている。学部長が業績・勤務年数・年齢等を勘案して、昇任を学長に推薦し、学長は理事長と協議した上で、上記の採用と同様な手続きによって行っているが、業績・勤務年数・年齢等については規定として明文化していない。

(2) 5-2の自己評価

教員の採用・昇任に関しては、規程等に則って実施しており問題はない。ただし、昇任 手続きについては、慣行に沿った運用を改め、研究業績や勤続年数等の具体的な基準によ る明確化が求められる。

5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

≪5-3の視点≫

- 5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。
- 5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)等が適切に活用されているか。
- 5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。

(1) 5-3の事実の説明(現状)

本学の授業時間は、1 コマを 90 分として 1 日 5 コマを設定し、月曜日から金曜日まで延べ 25 コマ (50 時間)を設定している。教員には週 1 日の学外研修日が認められている。表 5・3 によれば人間関係学部で平均担当時間数が多い。その理由は、心理臨床学科の教員は大学院の授業を担当していること、実験・実習系の授業を複数で担当する授業があること、人間文化学科所属の一部教員は共通教育の外国語科目を担当していることである。法学部法ビジネス学科では、平成 23(2011)年度の完成時には負担時間数が増加する。

学部	学科	教授		准差	数授	講	師	平均
→ ph	717	最高	最低	最高	最低	最高	最低	7-49
人間関係学部	心理臨床学科	6.4	4.7	8.4	6.6	7.0	6.5	6.3
	人間文化学科	7.9	5.5	7.8	7.2	8.0	4.0	6.7
法学部	法律学科	6.3	4.9	5.5	4.8	4.0	4.0	5.3
(公子印	法ビジネス学科	5.6	4.0	9.1	4.2	6.3	6.3	5.7

表 5-3 学部・学科・職階別専任教員の 1 週当たりの担当時間数(コマ数)

整数でないのは、複数教員担当のオムニバス形式の科目について、担当教員数で除したことによる。また、複数 教員担当科目でも同時にクラス開講を行っている科目は、1授業時間の負担として計算している。大学院の授業 担当時間数も含む。

また、心理臨床学科の教員には「学生相談室」(学生対象)や「心理相談センター」(外来対象)の心理相談スタッフとしての業務負担、法学部の教員には課外に実施している資格試験対策の特別講座等、表に記載した以外の教育活動等の負担も存在する。

心理臨床学科には1人の事務助手がおり、心理学実験の準備、事務処理サポート、教員間・教員と学生間の連絡調整等を業務としている。平成21(2009)年度から同学部人間文化学科には助教が1人置かれ、鹿児島大学を基幹校とした戦略的連携事業(事業名「かごしまは1つのキャンパス」)の一環で設置したeラーニングシステムの教育開発、保守業務等を担当している。

TA(Teaching Assistant)の活用に関しては、心理臨床学研究科の大学院生を対象とした制度を平成 19(2007)年度後期セメスターから創設した。心理臨床学科の「心理検査法 II」「心理学測定法」及び「特殊研究 II」・「特殊研究III」において、大学院生が教育補助要員として活動している。平成 22(2010)年度には、戦略的連携事業の一環で実施される「かごしまフィールドスクール」でも TA を活用した教育を計画している。

研究費は、一般研究費、特別研究費、共通経費に大別され、予算委員会が予算配分を行っている。特別研究費とは、一般研究費の制約を超えた研究を奨励するための費目であり、研究結果の教育へのフィードバックを目的として、教員の研究主題を明記した申請により配分し、単年度での支出(あるいは執行)を義務づけている。

研究費配分額は、表 5-4 のとおりである。平成 21(2009)年度から使途枠を一部変更し、 出張旅費枠の上限 16 万円を超える場合は一般研究費から支出することを可能とすること で、教育研究目的の達成に配慮した改善が図られた。

外部資金獲得については、大学をあげて、科学研究費補助金、私立大学等経常費補助金 特別補助及び文部科学省の大学教育改革支援に関する諸事業への申請を呼びかけている。 過去3か年の科学研究費補助金の申請・採択数を表5-5に示した。

私立大学等経常費補助金特別補助の大学教育高度化推進特別経費補助における教育・学習方法改善支援経費の採択実績は、平成 19(2007)年度以降毎年度 3 件、3 件、2 件採択され、文部科学省の 大学教育改革支援事業には、同期間中 2 件採択された。

一般研究費 ¹⁾	人間関係学部	19万円(1人当たり)					
一放研先貨的	法学部	19万円(1人当たり)					
特別研究費1)	人間関係学部	30 万円(1 件)					
村別伽先質"	法学部	58万6千円 (2件)					
出張旅費1)	16 万円	(学会・研修会等旅費) (1人当たり)					
社会調査実習等費2)	総額 65 万 8 =	千円 【野外体験実習、社会調査実習、海外語学研修					
[社云祠宜夫首寺賞 */	(英国) 】						

表 5-4 教育研究目的に配分された経費費目と設定上限金額(平成 21 年度分)

¹⁾ 金額は当該年度開始時の配分金額を記載。 2) 金額は実績に基づいて記載

年度		申請	青数		採択数					
十及	教授	准教授	講師	計	教授	准教授	講師	計		
平成 19 年度	4	2	2	8	1	0	0	1		
平成 20 年度	1	2	2	5	0	0	1	1		
平成 21 年度	5	3	1	9	2	0	0	2		

表 5-5 科学研究費補助金申請・採択数 (平成 19~21 年度採択分 新規分のみ)

(2) 5-3の自己評価

授業負担の偏りは、専門領域に関する質的な差異に由来するために均等化は難しいが、 授業負担以外の業務負担に関しては、大学全体としてカリキュラム上の科目数の適否や負 担の上限について考慮する必要がある。

TAに関しては、大学院生の負担を考慮した適切な活用ができている。

研究費等の配分に関して、旅費についての一般研究費での支出を可能にした改善策により、一層良好な教育研究環境になった。一方、外部研究資金をさらに獲得するために、学 内共同研究等についての検討が引き続き必要である。

5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

≪5-4の視点≫

- 5-4-① 教育研究活動向上のために、FD 等の取組みが適切になされているか。
- 5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

(1)5-4の事実の説明(現状)

本学の FD(Faculty Development)活動は、「FD 推進委員会」が企画・立案及び活動の実施を担っている。活動内容は、学生による授業評価、FD 研究会、授業公開の 3 つの組織的な活動を主軸としている。

授業改善に資する活動である「学生による授業についてのアンケート調査」(以下、「授業評価」という)は、セメスター末にマークシート(一部自由記述)形式で専任・兼任の担当する科目で実施している。

評価結果は、設問毎の平均値と標準偏差及び教養科目(講義・演習)、外国語科目(講義・演習)、学科科目(講義・演習)、その他(講義・演習)に区分した集計値と平均値とともに視覚的(レーダーチャート)に表示して科目の担当教員に配布している。また、科目区分別の集計結果は、HP上でも公開している。個々の科目の評価結果は、学内LAN上で学生・教職員に公開し、教育研究活動の活性化のために活用している。評価結果の配布とともに、評価科目担当教員からフィードバックのためのコメント提出を求めており、これも学内LANで公開している。

「FD 研究会」は、教員相互による授業方法や工夫、その他 FD 活動に資する内容に関

する情報共有の場として設定し、平成 16 (2004)年度から 前・後期セメスター各 1 回開催している。研究会の運営については、FD 推進委員会で各回のテーマを設定し、委員会から報告依頼を受けた教員が報告するという形式で実施している。

「授業公開」制度は、平成 19(2007)年度から開始した、教員相互のピアレビュー形式による授業評価であり、導入初年度は6科目公開、参観3人という実績であった。そのため平成21(2009)年度より、前後期の一定の期間を公開期間に充て、各学期最低1科目の公開と見学を義務付ける内容へと制度改善を図った。

大学院の FD としては、設置(平成 17 年) 当初から、毎セメスターの開始時期に教員と大学院生(前期は新入学生も含む)が一堂に会して、授業への要望、設備・備品の整備状況、臨床心理関係科目での実習先の確認、修士論文の指導方法等の内容についての意見交換会を実施している。

(2) 5-4の自己評価

授業評価については、セメスター末の実施であるため、セメスター半ばで授業改善に向けてのフィードバックができないという問題がある。

「FD 研究会」は平成 16(2004)年度から開始して回を重ねているが、「全体会」形式での開催では、個々の教員のニーズに対する細かな即応が不可能であるため、個人的な教授ノウハウを共有する「分科会」的な形での開催も視野に入れる必要がある。

授業公開制度の利用状況の低調さは、制度改善により解消されつつある。

大学院の FD については、双方向的な授業改善に向けての意見交換ができているが、高度専門的職業人養成の課程に沿った大所高所に立った教育改善に資する方法の検討が求められる。

「基準5の改善・向上方策(将来計画)]

教員配置については、退職教員の後任に専門領域や平均年齢を勘案した人材確保策を進めることで、両学部とも引き続き中堅的世代の補強を行う。

昇任基準の明確化については、大学改革推進会議に置いたワーキンググループで職階に応じた昇任基準についての検討を行っており、平成 22(2010)年度中に成案を得る予定である。

教員の負担に関しては、カリキュラムの構造や学生増からくるコマ数の増大について、 教育方法やクラスサイズの検討も含めた、大所高所からの対応策を検討していく。

授業評価については、セメスター内での実施に向けた評価方法の検討を行い、平成22(2010)年度後期セメスターでの試行を目指して検討する。

「FD 研究会」に関しては、授業改善・工夫のための「ノウハウ」や「ティップス」の交換を内容とする「分科会」形式の研究会(勉強会)の開催について引き続き検討する。

基準6. 職員

6 - 1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇進・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

≪6-1の視点≫

- 6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。
- 6-1-2 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。
- 6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 6-1の事実の説明(現状)

1) 職員の確保と配置状況

平成 21 (2009)年 5 月 1 日現在の職員数は、正規職員 30 人、契約職員 6 人、臨時職員 2 人である。平成 20(2008)年度に事務組織の再編を行い、事務局は 4 課体制とした。各課には、業務内容及び業務量に応じて次表のとおり職員を配置している。

課名	正規職員	契約職員	臨時職員	備考
総務課	10	1	1	臨時職員は図書館要員
学 務 課	11	4	1	臨時職員は戦略的大学連携要員
進路支援課	3			
入試広報課	5			
情報基盤センター	1			
心理相談センター		1		
合 計	30	6	2	

表 6-1 事務職員配置状況

各課には、その課の目的や所掌業務に応じて必要とされる専門的能力や資格を考慮し、 適切と判断した者を採用又は学園内人事異動により配置するとともに、総務課に課長相当 の会計担当調査役1人、庶務系係長2人、図書系係長1人、入試広報課に課長代理1人、 学務課及び進路支援課にそれぞれ係長1人を配置し、課長を補佐する体制をとっている。

なお、「認証評価」での「規程上の事務組織に部は規定されていないにもかかわらず、 教育職の部長が置かれており、事務局長、課と湯との関係を規定上明確にする必要がある。」 との参考意見を基に組織の見直しを行い、管理及び運営に関する規則及び学則を改正して、 事務組織にない教育職の学務部長及び入試広報部長を廃止し、学務及び入試広報に関する 学長の業務を補佐する学長補佐各1人を置いた。

また、平成 20 (2008) 年度に実施した課の統合により課長の職務が過剰となったため、 課長代理や係長を配置していなかった課に新たに係長を置き、課長を補佐する体制を強化 した。

2) 職員の採用・昇任・異動の方針

事務組織及び職員の採用・昇進・異動の方針については、毎年度法人理事会において翌年度の「人事の基本方針」を決定している。決定した方針は、学長から運営会議に報告し、教授会等において全教職員に周知している。以下に関係部分を抜粋する。

- 「3 教員・事務職員とも新規採用は戦力になる人材を必要最小限採用する。
 - (1) 教員・事務職員とも応募者の採用過程の調査・検討会・面接を充実する。
 - (2) 事務職員の新規採用は、学園の将来を期待できる人材で、4年生大卒とする。
 - 4 教職員の昇任は所属長の推薦に基づき、教員は研究実績・授業評価・管理運営実績を参考に、事務職は人事考課制度に基づき対応する。
 - 6 人事異動
 - (1) 各設置校5年以上在職の事務職員は異動対象とする。
 - (2) 司書についても事務職採用であるので、一般事務職として異動対象とする。」

3) 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程と運用

包括的かつ原則的な事項について、管理及び運営に関する規則に次のように規定している。

- 第 12 条 (人事) 職員の任免、進退, 異動、昇格等職員の身分及び職制等に係る人事 は、理事長が行う。
- 2 所属長は、人事に関して理事長に意見を具申する。

また、就業規則には、人事についての詳細な規定があり、その中で採用及び異動について明文化している。

事務局長は、これらの規程等及び当該年度の人事の基本方針に基づき、事前に各課長と相談し、更に法人事務局長と協議の上、採用・昇任・異動の原案を作成し、理事長に上申している。原案作成に当たっては、各人から身上調書を提出させた上、個別面談を行い、具体的な希望等を把握して参考にしている。

なお、管理職等の主要なポストの人事については、学長と事前に相談を行っている。

(2) 6-1の自己評価

本学の事務組織は、教育研究の支援とともに大学の管理運営・学生募集・厚生補導などの業務を円滑に推進するために必要な課編成となっており、かつ、各課の所掌業務に応じて必要な人員を確保し配置している。平成 20(2008)年度に実施した事務組織のスリム化により、統合された課で課長の職務が過剰になったため、平成 21(2009)年度から総務課、学務課及び進路支援課に係長各1人を増員又は新規に配置し、業務の円滑な遂行に配慮している。

職員の採用、昇任及び異動は、人事の基本方針及び諸規程に基づき適正に実施している。

6-2 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

≪6-2の視点≫

6-2-1 職員の資質向上のための研修 (SD等)の取組みが適切になされているか。

(1) 6-2の事実の説明(現状)

「認証評価」での「求める職員像を人事理念とし、この理念に基づいて人事制度を体系化した上で職員の資質向上に向けた取組みを行うことに期待したい。」という参考意見を受けて検討した結果、平成 21(2009)年度人事基本方針に「戦略を達成するために、環境の変化に対応し改善に取り組める人材の育成」を人事理念として掲げ、人事考課を基にした人事を行うとともに、資質向上のために研修の充実を図った。

学内研修としては、法人事務局主催による新任職員研修会、学園全職員研修会及び階層別研修会(前年度自己点検・評価及び「認証評価」の参考意見に対応した人事考課の実質化に向けた取組みとしての考課者、被考課者研修を含む。)、並びに大学独自の事務職員研修会を開催した。また、隔週開催の課長会、課長会後の課ミーティング及び毎月初日の全職員定例会も、研修の一環として位置づけている。また、教職員合同研修会を全体会及び教員・事務職員別分科会方式で開催した。

外部研修会は、全国的レベルでの最新の情報や他大学の先進的取組みについての知見を 得、視野を開くよい機会であり、意識改革にも効果が大きい。そのため、文部科学省や私立大 学協会等が主催する研修会に、研修課題に関連した課の職員を毎年7人前後参加させている。 研修会参加者には文書による詳細な復命書を提出させるとともに、研修内容と研修を受けた 結果の所感について職員定例会で発表させ、本人の意識向上を促し、かつ、全職員が共通認 識を持つようにしている。

研修会参加職員は、他大学の実情や大学を取り巻く環境について知識を深め、また、実務についての知識や技能を学ぶことによって、広い視点から職務に取り組むようになり、職務遂行の姿勢が変化してきた。特に、従来指示待ち姿勢であった者の多くが、業務の改善に積極的に取り組むとともに、提案型伺いをするなど研修会参加の効果が見られる。

(2) 6-2の自己評価

職員の資質向上のための研修会の実施及び外部研修会への参加を積極的に行っている。外 部研修会参加者は、視野が広がり、職務遂行能力も向上し、研修会参加効果が見られる。

より付加価値の高い職務遂行能力、特に教学と経営に通じ、かつ、企画力を持った職員の養成が課題である。

6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

≪6-3の視点≫

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 6-3の事実の説明(現状)

教育研究を支援する事務体制として事務局に総務課、学務課及び進路支援課を置いている。

事務局の組織及び各課の所掌事務は、「志學館大学事務組織及び事務分掌規程」で明確に定めている。各課では、規程に従って分掌事務を的確に処理しており、窓口業務を通じて直接教員及び学生に対して研究、修学、福利厚生、正課外の諸活動、進路等の支援をきめ細かに行っている。

また、学生の支援を始めとする大学運営全般について、教員と職員がパートナーシップを持ち、「教職協働」とすることを明確にしている。事務局長が運営会議等主要な会議の委員となるほか、各種委員会に関係の課長又は係長が委員として加わり、教職員が連携して、教育研究支援に関する様々な問題について情報を共有し審議検討する体制をとっている。

このほか、大学院心理臨床学研究科院生の臨床実習の場である心理相談センターには、 臨床心理士資格を有する専任事務職員を配置し、外部からの心理相談の受付けを始め、セ ンターの運営及び院生の実習指導の支援に当たらせている。

さらに、情報基盤センターには、教育研究ネットワークシステムの管理運営等のために 専任職員を配置し、情報教育担当教員と連携して、業務を処理している。

(2) 6-3の自己評価

教育研究支援のための事務内容は、教育研究環境の変化等に伴い変容し、かつ拡大している。それに対応して事務組織の見直しを行い、課の統合、課名の変更、心理相談センターや情報基盤センターの管理運営のための専任職員の配置などによって、適時適切に事務体制を整備しており、職員は所掌業務を適切に処理している。教育研究支援は円滑になされ、事務体制は適切に機能している。

教職協働の一環として、事務職員が各種委員会の構成員となっているため、情報の共有等がなされている。事務職員は、所掌事務の専門家として、教員の期待に十分応えられるよう、一層資質の向上に努めることが求められる。

[基準6の改善・向上方策(将来計画)]

新たな業務等への職員の適切な配置を実現するために、事務局に事務改善委員会を設置し、 業務の見直しや事務処理方法の改善合理化、特に事務電算化の推進等により省力化を図る計 画である。

平成 22(2010)年度から、法人として、より付加価値の高い職務遂行力や教学と経営に通じた職員を養成するために、専門性の高い外部の大学の通信教育を受講させ、必要経費を補助する制度の導入することとした。各職員には、それぞれの職責に応じた授業科目を受講することを義務付け、資質の一層の向上を目指す。

基準7. 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されて おり、適切に機能していること。

≪7-1の視点≫

- 7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。
- 7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されている か。

(1) 7-1の事実の説明(現状)

1) 大学の管理運営体制

大学の目的を達成するための管理運営体制に関する基本的事項は、法人の「管理及び運営に関する規則」において、学長・副学長・学部長・事務局長等の役職者等及び運営会議・教授会・各種委員会等の設置並びに役割について規定している。規定に基づき、大学には、学長、副学長、各学部長、研究科長、図書館長、事務局長、学長補佐(学務担当及び入試広報担当計2人)、各センター長及び各課長が任命され、また運営会議、教授会、自己点検評価委員会等の諸会議が設置され、これらによって円滑な管理運営がなされている。なお、学長補佐については、「認証評価」での「規程上の事務組織に部は規定されていないにもかかわらず、教育職の部長が置かれており、事務局長、課長との関係を規程上明確にする必要がある。」との参考意見を受けたことを基に検討した結果、「管理及び運営に関する規則」を改正して、事務組織にない教育職の学務部長及び入試広報部長を廃止し、学務及び入試広報に関する学長の業務を補佐するため教育職の学長補佐各1人を置いたものである。

学長及び各学部長等が適切に業務を執行するに当たって、大学の管理運営に関する重要 事項を審議するための全学機関が運営会議であり、学部については各学部教授会、大学院 については研究科委員会が、その機能を担っている。また、諮問機関等としては各学部に 教務委員会及び紀要編集委員会を置くほかは、大学改革推進会議や自己点検評価委員会等 すべての委員会を学部横断的に全学組織として置いている。

なお、教授会については、学部固有の議題に関しては各学部教授会を、学生の身分異動、 留学生の受入れ・派遣等の審議決定並びに運営会議、全学委員会及び法人諸会議の報告な ど両学部に共通する議題に関しては、全教員が情報を共有し、意思疎通を図り、共通認識 を持つために、両学部合同で開催している。

2) 設置者(学校法人志學館学園)の管理運営体制

「寄附行為」に基づき、法人には、理事、監事及び評議員を置き、理事会、評議員会及び 常務会を定期的に開催している。

また、設置学校長会及び理事長懇談会を定期的に開催し、法人本部及び各設置校間の意思の疎通を図っている。

理事会は、原則として5月、10月、3月の年3回開催することとしている。また、必要に応じて臨時理事会を開催している。評議員会の開催日程についても理事会とほぼ同様である。

理事会・評議員会については、「認証評価」において「理事会・評議員会の審議案件のうち、毎年度の事業計画(案)及び収支予算(案)に関する件を、新年度が始まってから審議しているが、学校法人の予算制度の趣旨から改善が必要である。」との指摘を受けたことから対応を検討し、平成 21(2009)年 3 月の理事会・評議員会において事業計画(案)及び収支予算(案)の審議を行い、同年 5 月の理事会・評議員会では事業計画(修正案)及び補正予算(案)の審議を行った。なお、平成 22(2010)年度事業計画(案)及び収支予算(案)についても前年度中に審議し、予算制度の趣旨に沿う運営を行っている。

また、「寄附行為第 21 条各号に掲げる事項については、『あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない』とされているが、事後承認されており、改善が必要である」との指摘を受けたことから対応を検討し、平成 21(2009)年度から会議日程を改めた。すなわち、5 月の評議員会を午前、午後の2回開催し、午前の会議で理事長があらかじめ評議員会の意見を聞くべき諮問事項について審議を行い、午後の会議で、理事会で審議決定後、評議員会に報告が必要な事業報告及び収支決算の報告を行った。

なお、「監事が、毎年度の事業計画案及び収支予算案の審議を年度が始まってから行われていることなどを是認するなど、寄附行為第 15 条に規定する監事の職務が適切に執行されていない」との指摘を受けたことを踏まえ、監事は、上記の対応を検討するとともに、文部科学省主催の学校法人監事研修会に平成 20(2008)年度以降毎回参加し、監事機能について再認識を図った。また、平成 21(2009)年 10 月からは評議員会にも出席し監査結果についての報告や意見を述べるなど、私立学校法第 37 条第 3 項及び「寄附行為」第 15 条に規定された監事の職務を適切に執行している。

さらに、公益通報者保護法に基づく公益通報に関する規程の早期制定の期待が寄せられていたことについては、検討の結果、平成 21(2009)年 6 月 1 日付で「志學館学園内部通報規程」及び「コンプライアンス規程」を制定施行するとともに、コンプライアンス・マニュアルを策定し、コンプライアンス研修会及び行動マニュアルのチェックを実施している。

法人の主要な会議体の概要は、以下のとおりである。

ア 常務会

常務会は、学園内の常勤理事 5 人で構成し、監事も出席することができる。学園及び各設置校の管理・運営に関する基本的事項及び理事会で審議するべき事案等の重要事項について協議するため、ほぼ毎月 1 回開催している。議事のほとんどは学園の現状に係る重要な報告・連絡を行い、理事会で審議する事項を事前に協議するものであるが、「表彰規程」第 5 条の規定に基づき、表彰者候補者について審査し決定も行っている。

イ 設置学校長会

設置学校長会は、各設置校の長で構成し、法人及び各設置校の管理運営方針の確認と相互の連絡調整を図るため、毎年度1回、6月に開催している。近年では、拡大設置学校長会とし、学部長・学科長・事務局長等幹部も出席させ、意思疎通の緊密化を図っている。

ウ 理事長懇談会

理事長懇談会は、教学部門と管理部門の意思疎通を図り、学園の諸問題について理事長の諮問に応えるため、理事長主宰で、大学及び短大の学長・副学長・事務局長、中高等部校長並びに法人本部の事務局長・総務部長・企画広報部長で構成し、ほぼ毎月1回開催している。学園の運営や各設置校の将来計画等について議論し、法人及び各設置校の意思決定に反映させるとともに、理事長の円滑な学園の運営を支えている。

工 事務局連絡会

事務局連絡会は、各設置校の事務局長、事務長、園長及び法人本部の課長以上が毎月 1回集まり、各設置校及び法人本部からの諸連絡を行うとともに、喫緊の共通する問題 について協議している。

才 合同将来計画会議

大学及び短大の連携を促進するとともに両大学に共通する問題について、両大学の運営会議構成員と理事長ほか法人本部の幹部職員が必要に応じて集まり議論し、教学部門と管理部門間の意思疎通及び連携の強化を図る場である。

なお、法人本部の事務組織は、学園全体の業務を総括するため、法人事務局長の下に、 総務部・経理部・管財部及び企画広報部を置いている。

3) 役員等の選考や採用に関する規程について

学校法人の理事、監事及び評議員の選考については「寄附行為」で規定している。平成 22(2010)年3月末現在、規定に基づき理事8人、監事2人、評議員19人を選任している。

「認証評価」で「寄附行為第7条第1項第2号による理事は、設置する学校の長のうち理事会で選任したものと規定されているが、実際には短期大学の副学長が選任されており、改善が必要である」と指摘されたことについて、平成20(2008)年12月の「認証評価」実地調査で問題が明確になった直後に対応を検討した結果、短期大学の副学長は同年12月16日付で理事を辞任し、速やかな改善を図った。なお、短大所属の常勤理事の必要性を鑑み、平成21(2009)年3月12日開催の臨時理事会において、同副学長を「寄附行為」第23条第1項第1号の規定に基づき評議員に推薦し、同年3月23日開催の評議員会において評議員に選任した上で、「寄附行為」第7条第1項第3号の規定に基づき理事に選任した。

また、評議員の数が理事の 2 倍と同数で、2 倍を超えていなかった時期があったが、平成 21(2009)年度以降は、私立学校法第 41 条第 2 項の規定どおり適正に選任している。なお、今後も適正に運用していくため、平成 21(2009)年 10 月理事会で「寄附行為」の変更を行い、評議員の数は理事の 2 倍を超える旨を明文化した。

大学の管理運営に関わる役職者については、「管理及び運営に関する規則」で任免や職務について規定しているほか、学長、副学長、学部長及び研究科長については、それぞれ選任規程がある。学長及び学部長の選任は、学長が、規定に基づき候補者について理事長と協議し、学長については運営会議、学部長については運営会議及び教授会の意見を聴取した上で、理事長に推薦し、理事長は理事会の承認を得て任命している。その他の役職者についても、学長の推薦に基づき理事長が発令し、それぞれ管理運営責任を果たしている。

なお、平成20(2008)年度から、大学の学長が短大の学長を兼務したため、大学にも円滑

な運営のために副学長を置くこととし、平成 21(2009)年 7 月臨時理事会を開催し、副学長を選任し、8 月 1 日付で任命した。

「認証評価」以降の理事・監事・評議員の選任については、前述のとおり平成 21(2009) 年 3 月に短大の副学長を評議員に選任した上で、理事として選任した。平成 21(2009)年 5 月には、任期満了に伴う理事、評議員の選任を行った。平成 21(2009)年 10 月には、理事が 1 人、評議員が 1 人、それぞれ辞意を表明したため、後任の選任を行った。

(2) 7-1 の自己評価

「寄附行為」、「管理及び運営に関する規則」及び関連規程に基づいて大学及び設置者の管理運営体制を整備しており、それぞれ円滑な管理運営を行っている。

役員については、短大の副学長を学校の長とみなし、寄附行為第7条第1項第2号により理事として選任していたことについて、平成20(2008)年12月に同副学長は理事を辞任し、速やかな改善を図った。

また、評議員の数が理事の 2 倍と同数で、2 倍を超えていなかった時期があったが、平成 21(2009)年度以降は、私立学校法第 41 条第 2 項の規定どおり適正に選任している。なお、「寄附行為」に「評議員の数は理事の 2 倍を超える」旨を明文化して、今後の適正な運用に配慮している。

監事は、文部科学省主催の学校法人監事研修会に参加し監事機能について研鑽しつつ、「私立学校法」及び「寄附行為」に定められた職務を適切に執行している。

理事会、評議員会の開催順については、平成 21(2009)年 5 月以降、審議事項ごとに「寄附行為」に定められた順序で開催している。また、毎年度の事業計画(案)及び収支予算(案)については、平成 21(2009)年 3 月の理事会・評議員会で平成 21 (2009)年度分を、平成 22(2010)年3 月の同上会議で平成 22(2010)年度分について審議しており、適正に運用している。

学長、副学長、学部長及び研究科長は、それぞれの選任規程に基づき適切に選任され、 運営会議、教授会等の審議機関及び諸委員会等の審議を踏まえつつ職務を適切に遂行して いる。

なお、合同教授会は、自己点検・評価に基づき平成 19(2007)年度から開催することにしたものであり、学長が主宰し、全学に共通する事項の審議及び報告を行うことにより、効率的な会議運営がなされるとともに、全教員が学園の状況や大学の重要事項について情報を共有し、共通認識を持てるようになり、また、学部を超えて教員同士の意思疎通が進み、管理運営上の大きな改善になった。

公益通報者保護法に基づく「志學館学園内部通報規程」及び関連のコンプライアンス関連規程等を整備し、研修や行動マニュアルのチェックを行い、大学という公的機関にふさわしい運営を行っている。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

≪7−2の視点≫

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2の事実の説明(現状)

大学とその設置者である法人との関係については、学長が法人の理事に、副学長(兼人間関係学部長)及び事務局長が評議員に選任され、それぞれ理事会、評議員会へ出席している。また、学長及び副学長は常務会及び理事長懇談会に、事務局長は理事長懇談会に出席し、学生募集、人事、予算等の重要問題について、運営会議及び教授会等の審議を踏まえつつ協議している。なお、緊急の諸問題については、学長、副学長又は事務局長が、随時法人本部に赴き、理事長及び法人事務局長等と連絡・相談している。

大学と法人との連携の場として法人本部で開催される拡大設置学校長会及び合同将来計画会議がある。特に合同将来計画会議は、大学及び短期大学の学長、学部長等教学部門の幹部職員並びに法人の理事長、事務局長等管理部門の幹部職員が出席し、大学及び短大の将来計画、連携のあり方、共通する課題等について議論する場である。「認証評価」において、「学長や事務局長が法人の諸会議に出席するだけでなく、法人と教学とが議論できる場を設けるなど、互いの連携体制の強化に向けた取組みに期待したい」との参考意見を受けて、その在り方を検討し、大学と短大間及び管理部門と教学部門間の意思疎通を図り、連携を強化する場として機能させている。なお、諸会議の内容は、学長が大学の運営会議及び合同教授会で報告するとともに、事務局長が課長会議及び事務職員定例会議で報告し、全教職員に周知している。

一方、理事長及び法人事務局長が年度当初の合同教授会に出席し所信を述べ、かつ意見交換するほか、運営会議及び大学改革推進会議に法人本部企画広報部長が出席している。また、企画広報部は、「認証評価」における「法人に係る企画立案機能だけでなく、経営と教学にまたがる全学的な視点でも企画立案機能を果たせるよう、発展させることに期待したい」との意見に対応して、大学の関係部署と連携し経営と教学双方の視点から企画立案に当たるように配慮した。具体的には、大学のキャンパス移転問題の処理、募集広報活動の推進、第2次経営計画及びコンプライアンス・マニュアルの策定等に取り組んだ。

なお、教授会を除くすべての委員会等に大学事務局長又は関係課長等が職指定で委員として審議に加わっている。運営会議及び合同教授会には、各課長の陪席を義務付けており、大学内における事務部門と教学部門の連携を保つようにしている。また、大学における審議機関の運営会議、合同教授会及び各学部教授会の内容は、開催後速やかに理事長に報告し、管理部門が教学部門の動向を遅滞なく把握できるように配慮している。

また、「認証評価」の「常務会と理事長懇談会の役割・分担を明確にし、在り方の検討に期待したい」との参考意見については、平成20(2008)年10月の理事会及び評議員会の審議を経て「管理及び運営に関する規則」を改正し、理事長懇談会の役割を明文化した。すなわち、常務会が、同規則第18条に定める「学園及び各校の管理・運営に関する日常業務の基本的事項及び理事会で決定すべき議案等の重要事項について協議し又は決定する」のに対し、理事長懇談会については、新たに同規則第18条の2に「学園及び各校の管理・運営に関する日常業務の基本的事項について、理事長の諮問に応じ、連絡・協議するため、理事長懇談会を置く」と規定し、両者の役割・分担を明確にした。

(2)7-2の自己評価

管理部門、教学部門双方の代表者がそれぞれの会議に出席し、意思決定過程に参画して

いる。また、理事長懇談会及び合同将来計画会議は、管理部門と教学部門の連携を強化し、 両者の意思疎通を図る上で、効果的な会議となっている。

管理部門の諸会議の内容は、教授会及び職員定例会等で報告することにより教職員に周知するとともに、大学の運営会議等重要な審議機関の会議内容については、遅滞なく理事長に報告している。

教学に関する重要事項については、学長等が法人諸会議において、又は法人本部と随時 連絡相談し、解決を図っており、両部門間の連携は緊密になされている。

7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をは じめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

≪7-3の視点≫

- 7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価 の恒常的な実施体制が整えられているか。
- 7-3-② 自己点検・評価活動の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。
- 7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

(1) 7-3の事実の説明(現状)

平成 4(1992)年に制定した「志學館学園自己点検・自己評価に関する規程」及び「志學館大学自己点検・自己評価に関する運用規程」に基づき、自己点検・評価の恒常的な実施体制として、学長を委員長とする自己点検・自己評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置している。毎年度、評価委員会が定めた点検項目について、関係各種委員会及び事務局各課が自己点検・評価を行い、評価委員会で総括し、運営会議及び教授会の確認を得た上で、学園総括点検・評価委員会に報告している。

平成 14(2002)年度には、平成 11~13(1999~2001)年度の状況について自己点検・評価を行い、その結果を『志學館大学の現状と課題』として刊行し学内外に公表した。この自己点検・評価結果を基に、平成 15(2003)年度に外部評価委員会による外部評価を実施し、『志學館大学外部評価報告書』として刊行し学内外に公表した。

平成 15(2003)年度の外部評価で指摘されたもっとも大きな課題は、「心理臨床学の充実した学部教育の上に、より高度の教育研究を推進するために大学院を設置すべきである」ということであった。これを受けて、大学院設置の条件整備を行い、平成 17(2005)年度に大学院心理臨床学研究科の設置が実現した。

平成 16(2004)年度から学校教育法第 69 条の 3 の規定により認証評価が義務付けられたのを受け、平成 18(2006)年度からは、(財)日本高等教育評価機構の評価基準に沿って自己点検・評価を行うこととし、評価委員会の下に自己点検・評価プロジェクトを常設し、各種委員会及び事務局と連携して取り組んでいる。

平成 20(2008)年度に同評価機構の認証評価を受けることが決定し、同年 5 月 1 日現在で自己点検・評価を行い、作成した自己評価報告書を同評価機構に提出した。併せてホームページで学内外に公表した。また、簡易製本し全教職員に配布するとともに図書館に備え、

学生及び地域住民の閲覧に供した。なお、平成 21(2009)年 3 月同評価機構から、評価報告書及び調査報告書を受理した。

平成 20(2008)年度の自己点検・評価及び「認証評価」の結果明確になった課題については、12月の「認証評価」実地調査時の意見交換及び調査報告書に付された参考意見等をも踏まえて大学改革推進会議を中心に検討し、改善・向上に取り組んだ。

例えば、平成 20(2008)年 4 月事務組織の改編を行った際、学務部及び入試広報部を事務局に統合したが、教育職の学務部長と入試広報部長は、学務及び入試広報関係業務を円滑に処理するために必要な職であるとの判断から残した。しかし、各部長と事務局長及び各課長との関係が規定上不明確であることが明らかになった。そこで、実地調査直後の同年12 月 24 日及び平成 21(2009)年 1 月 7 日開催の大学改革推進会議で検討し、教育職の学務部長及び入試広報部長を廃止し、学務及び入試広報に関する学長の業務を補佐する教育職の「学長補佐」を置くという改善方針を策定した。このことは法人の「管理及び運営に関する規則」にかかわる問題であるので、理事長懇談会で協議し、管理部門の合意を得た上、大学の運営会議並びに法人の理事会及び評議員会の議を経て、「管理及び運営に関する規則」を改正し、同年 4 月 1 日から方針どおり改善した。

このように自己点検・評価結果により明確になった課題については、大学改革推進会議で改善方針を策定した上で、必要に応じ管理部門とも協議し、関連委員会等で具体的な検討を行い、運営会議及び教授会審議を経て大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築している。このことは、「認証評価」において、自己点検・評価結果をホームページで公開していることと併せて[優れた点]として評価された。

一方、法人では平成 19(2007)年度に、平成 20・21(2008・2009)年度の学園中期経営計画を決定した。これを受けて大学では、大学改革推進会議が中心になって同期間の中期事業計画及び単年度事業計画を策定した。単年度事業計画については、行程表を作成し実施すること、実施状況を毎年度 2 回点検して法人本部に報告すること、及び年度末の点検では達成状況を A~E の 5 段階で自己評価することになっており、中期事業計画の推進も自己点検・評価の一翼を担っている。

平成 20・21(2008・2009)年度の中期事業計画の策定は、本学にとって初めての企画であったので、問題意識を涵養するため、全教職員から事業案を募集した。寄せられた多くの事業案を基に大学改革推進会議で128項目に整理し事業計画案を策定、運営会議で審議決定し、教授会の確認を経て、事業毎に関連する各種委員会や事務局各課で推進した。実施状況の点検・評価は、担当部署の自己評価を基に、大学改革推進会議を経て、運営会議及び教授会で確認した上、法人本部に報告した。

また、FD 推進委員会が行っている学生による授業評価と評価に対する教員の取組み状況のフィードバック、授業公開制度による教員同士の授業参観とコメントシートの提出を実施している。これも、教育研究活動の改善及び水準の向上に資する自己点検・評価活動の仕組みのひとつである。なお、学生による授業評価結果は、ホームページで学内者に公開している。

なお、自己点検・評価に関連した大学独自の取組みとして、平成 20(2008)年度まで教員の管理運営上の実績について人事考課を実施し、その結果を年末の賞与に反映させてきた。このことについては、「認証評価」における「今後、教育・研究活動の評価方法について、

具体的な検討を期待したい」との参考意見を受けて検討した結果、教員についても、事務職員同様学園全体で実施し、かつ評価対象には教育・研究活動を含むことになった。そのため、平成21(2009)年度は、大学独自の取組みは中断し、教育・研究活動を含んだ評価方法について大学改革推進会議に置いたワーキンググループで、法人本部企画広報部と連携して検討中である。

(2) 7-3の自己評価

自己点検・評価のための恒常的な実施体制として自己点検・評価委員会及び自己点検・評価プロジェクトを置き、自己点検・評価に取り組んでいる。自己点検・評価活動の結果明らかになった課題については、大学改革推進会議で改善方針を策定し、必要に応じ管理部門とも協議して運営会議で決定の上、関連の委員会等で具体的に改善・向上に取り組み、教育研究活動及び大学運営に反映させている。このように、自己点検・評価活動の結果を大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、その仕組みが有効に機能している。

また、自己点検・評価活動の結果は報告書にまとめ、ホームページで一般に公開している。また、簡易製本し教職員に配布するとともに図書館に備え、学生及び地域住民の閲覧に供しており、学内外に適切に公表している。

[基準7の改善・向上方策(将来計画)]

大学の目的を達成するために、管理運営体制について不断に点検するとともに、大学及び法人の幹部職員及び役員にあっては、学園を取り巻く厳しい環境を強く認識し、私学経営の責任を果たすべく適正かつ適切な管理運営に努める。

管理部門と教学部門の連携については特に問題はないが、私立大学を取り巻く厳しい環境に鑑み、「経営なくして教学なし」の視点からの連携を一層強化する。その一環として、法人事務局長による合同教授会等での経営に関する説明会の回数を増やす。また、大学の運営会議及び大学改革推進会議に陪席していた企画広報部長を、平成22(2010)年度から両会議の正規構成員とて、連携協力の実効性をあげる。具体的には、キャンパス移転を含む第2次経営計画の実施等について、緊密な連携の下に協力して推進していく。

自己点検・評価活動は、教育研究活動及び大学運営の改善・向上に必須かつ有効な手段である。今後も毎年実施し、従来どおりホームページ等により学内外に公表する。また、自己点検・評価の結果明らかになった課題については、大学改革推進会議を中心に検討し改善向上に取り組み、大学の運営に反映させていく。

なお、教員の人事考課制度の導入に向けた教育・研究活動の評価方法については、今後 も大学改革推進会議で検討を進める。

基準8. 財務

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出の バランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

≪8-1の視点≫

- 8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と 支出のバランスを考慮した運営がなされているか。
- 8-1-2 適切に会計処理がなされているか。
- 8-1-3 会計監査等が適正に行われているか。

(1) 8-1の事実の説明(現状)

1) 必要経費の確保と収支バランスを考慮した運営について

学校法人志學館学園は、本学の他、1 短期大学、1 中・高等部、3 幼稚園及び 1 保育園を設置している。保育園を除く各設置校の財務については、独立採算制をとっていない。したがって、本学の教育研究目的を達成するために必要な経費は、法人により予算措置される。法人の平成 21(2009)年度帰属収入は 3,379,664 千円で、前年度よりも 198,087 千円の増収であった。増収の主な要因は、積極的な学生募集戦略により学生生徒園児数の減少に歯止めがかかったことや短期大学の移転成功により学生生徒等納付金及び補助金が大幅に増加したことである。消費支出は前年度よりも 175,382 千円減少し、3,063,103 千円であった。支出が減少したのは主として、前年度は世界同時不況と有価証券の満期が重なったことによる特別損失や短期大学の建設資金用に売却した資産の特別損失等があったが、本年度はそのような要因がなかったことによる。この結果、平成 21(2009)年度の帰属収支差額は 316,561 千円で大幅な増益になった。主な財務比率は、総負債比率が 16.3%、流動比率が 116.6%、自己資金構成比率が 83.7%であり、健全な指数を示している。

また、文部科学省の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分に従い、資産売却差額と資産処分差額を控除すると 266,693 千円の増益であった。表 8-2 のとおり平成 20・21(2008・2009)年度ともに「A2」の判定で正常状態にあり、本学の教育研究目的を達成するために必要な経費の確保に問題はなく、収支バランスのとれた運営ができている。

	表 0.1 心 字 品 1 图 m 英					
科目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
*帰属収入	3,691,467	3,414,732	3,419,268	3,181,577	3,379,664	
(內学生生徒納付金)	2,611,618	2,457,177	2,354,370	2,229,707	2,291,410	
(内補助金)	737,568	683,519	693,428	687,293	754,170	
*消費支出	3,794,607	3,192,443	3,707,499	3,238,485	3,063,103	
(内人件費)	2,642,757	2,107,490	2,075,008	1,946,944	2,021,430	
(内教育研究経費)	835,039	821,387	829,942	750,366	751,336	
(内管理経費)	253,653	224,292	264,340	225,353	227,925	
* 帰属収支差額	\triangle 103,140	222,289	$\triangle 288,231$	$\triangle 56,908$	316,561	

表 8-1 志學館学園消費収支関係推移表 (単位:千円)

人件費比率	71.6%	61.7%	60.7%	61.2%	59.8%
帰属収支差額比率	$\triangle 2.8\%$	6.5%	$\triangle 8.4\%$	$\triangle 1.7\%$	9.4%
教育研究経費比率	22.6%	24.1%	24.3%	23.6%	22.2%
管理経費比率	6.9%	6.6%	7.7%	7.1%	6.7%
*減価償却額	375,072	350,315	326,370	306,420	335,123

表 8-2 志學館学園経営判断指標判定表

I		20 年度	21 年度
教育研究活動のキャ	収入 (A)	3,192,696	3,319,236
ッシュフロー(CF)	支出 (B)	2,680,545	2,726,553
	C = A - B	512,151	592,683
	C / A	16.0%	17.9%
	判定	0	0
П		20 年度	21 年度
運用資産と外部負債の関係	運用資産 (D)	896,134	1,079,660
	外部負債(E)	2,113,854	1,665,435
	$\mathbf{F} = \mathbf{D} - \mathbf{E}$	Δ	\triangle 585,775
	C < 0 且つ F > 0 の時		
	C > 0 且つ F < 0 の時	2.4	1.0
Ш		20 年度	21 年度
帰属収支差額	帰属収入(G)	3,145,984	3,315,897
(資産売却差額,資	消費支出(H)	2,971,379	3,049,204
産処分差額を除く)	I = G - H	174,605	266,693
	I / G	5.4%	8.0%
	判定	0	0

一方、全国的に少子化の影響で学生生徒園児数は減少傾向にあり、本学園も平成20(2008)年度までは、保育園以外の全設置校で入学定員を割り込み、学生生徒等納付金が減少していた。平成21(2009)年度には短大の移転効果が大きく、かつ、各幼稚園について教育効果を上げる事業の実施、マーケットリサーチに応じた募集活動及びホームページの充実に取り組んだ結果、学園総体の学生生徒園児数は、表8-3のとおり対前年度+135人の増加に転じ、減少に歯止めがかかった。

表 8-3 学園総体学生生徒園児数の推移

単位:人

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
保育園除	3,447	3,200	3,029	2,868	3,003
保育園含			3,052	2,903	3,038

前述の定量的な経営判断指標によると、単年度会計において、収支バランスのとれた健全な財務運営を行わなければならない。そのため法人では、これまでも毎年度の予算編成方針で、学生生徒等の募集対策に努力し収入増を図るとともに、消費収支関係比率の中で全国平均に比べ高い人件費比率の改善のための方策を掲げ、実行してきた。平成 14(2002)年度以来、給与の減額改定、昇給停止年齢の設定、定年年齢の切り下げ、定期昇給幅の減額改定、人事考課制度の導入、鹿児島学芸高校閉校と同校教員の整理解雇、大学の入学定員の減員と教職員の人員削減を行った。これらの取組みと定員割れ対策が、大学・短大ともに平成 19(2007)年度に新設された文部科学省の「未来経営戦略推進経費(旧定員割れ改善促進特別支援経費)」の対象となり、約2千万円が5年間にわたって交付されることになった。

さらに「平成 21 年度予算編成方針」では、各設置校の予算は、当該設置校の帰属収入 で消費支出を賄うことを原則とした。そのため各設置校は、予算額の範囲内での支出に努 め、収支バランスのとれた運営を行った。

学園の消費支出計算書関係諸比率の平成 21(2009)年度の数値を、「平成 21 年度版今日の私学財政」に記載されている大学法人の全国平均(平成 20 年度)と比較すると、次表のとおりである。

表 8-4 財務諸比率の全体平均との比較

区分	大学法人(医歯	·		
	志學館学園 全国平均		· 評 価	
人件費比率	59.8	52.8	低い値が良い	
人件費依存比率	88.2	72.3	低い値が良い	
教育研究経費比率	22.2	31.0	高い値が良い	
管理経費比率	6.7	9.9	低い値が良い	
借入金等利息比率	0.9	0.4	低い値が良い	
帰属収支差額比率	9.4	0.2	高い値が良い	
消費収支比率	90.6	115.0	低い値が良い	
学生生徒等納付金比率	67.8	73.0	±	
寄付金比率	0.3	2.4	高い値が良い	
補助金比率	22.3	12.5	高い値が良い	

2) 会計処理について

本学園経理関係規程及び学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に則り適正な会計処理を実施し、毎会計年度終了後 2 か月以内に、年度決算として資金収支計算書(資金収支内訳表、人件費支出内訳表)、消費収支計算書(消費収支内訳表)、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表)を作成している。

なお、会計処理上判断に迷うことについては、契約公認会計士、日本私立学校振興・共済事業団、所轄官庁(国、県、税務署)に相談し解決するようにしている。現在まで実施された会計監査や国、県、税務署の検査・調査において、特に指摘を受けたことはない。

また、会計業務の処理については、財務会計システムを構築し、正確、迅速かつ容易に 行えるようにするとともに、会計事故を未然に防ぐようにしている。

「認証評価」で参考意見を付された点については、検討の上、次のとおり改善した。

- (1) 資産運用については内規で行っていたが、文部科学省通知に従い、平成 21(2009)年 3 月理事会で資産運用規程を制定の上、理事会で決定した当該年度の資産運用方針に基づき運用を行うこととし、資産運用のあり方を全面的に改めた。
- (2)計算書類の様式等については、文部科学省の通知・通達に則し、かつ、公認会計士の 指導に従い作成している。

3) 会計監査等について

公認会計士による監査及び調査並びに監事による監査を行っている。

公認会計士は、監査契約に基づき年間 40 日間(学園へ来訪 30 日間+メール等での監査 関係 10 日程度)のスケジュールで、法人及び各設置校において会計帳簿、証憑書類、理 事会の議事録及び現物等を点検するとともに理事長及び理事等から経営の現状、将来計画 等について聴取し、監査又は調査を行っている。

監事は、毎月行われる常務会等において業務内容を聴取し、随時関係書類を閲覧するとともに、公認会計士監査の計画、方法及び監査結果の報告を求め、また、公認会計士の監査に立会い、会計帳簿、証憑書類の実査、照合等必要と認められるあらゆる方法を実施し緻密に監査している。

なお、「内部監査規程」を定め内部監査体制を構築しており、事故の未然防止に努めている。

(2)8-1の自己評価

法人の財務状況は、文部科学省の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分では「A2」の正常状態であり、平成 22(2010)年度には帰属収支差額比率 10%を達成し「A1」を目指している。本学の教育研究目的を達成するための経費の確保に問題はない。単年度会計において財務の健全性を維持するために、原則として各設置校の帰属収入で消費支出を賄うという予算編成の方針に基づき、収支バランスを考慮した運営を行っている。

しかし、財務諸比率を全国平均と比較すると、人件費関係の比率が高く、教育研究経費、 寄付金比率が低い。入学者数を増やし、学生生徒等納付金の増収を図る必要がある。

会計処理については、学校法人会計基準に則り適切に行っている。また、会計監査等は、 監事及び公認会計士によって適正に行われている。これまでの監査や調査で特段の指摘を

受けたことがないことからも、会計処理は適切に行っているといえる。

なお、財務体質の改善のために、鹿児島学芸高校の閉校と同校教員の整理解雇を含め、 様々な人件費削減策を教職員の理解を得て円滑に実施した。

また、資産運用については内規に基づき理事長決裁で行っていたが、平成 21(2009)年度から、資産運用規程を制定の上、理事会で当該年度の運用方針を決定し運用報告を行う等資産運用のあり方を全面的に改めて実施している。また、計算書類の様式等については文部科学省の通知・通達に則し、かつ、公認会計士の指導に従い作成しており、前回自己点検・評価及び「認証評価」で明確になった課題を改善した。

8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

≪8-2の視点≫

8-2-(1) 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8-2の事実の説明(現状)

平成 17(2005)年 4 月 1 日に施行された私立学校法の一部改正により、財務情報公開が義務付けられた。これを受け学園として「財務情報の開示に関する規程」を整備し、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書及び収益事業に係る財務書類を法人本部及び各設置校に備え付け、学生、保護者、教職員その他の利害関係者の請求に応じて閲覧に供している。

なお、学園教職員に対しては、グラフや図表を駆使して分かりやすい学園広報「決算特別号」を7月に発行し、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財務分析を開示して、学園の財務状況について共通理解を図っている。

また、平成 19(2007)年度からは、学園のホームページに掲載して広く一般に公開している。その際、資金収支計算書及び消費収支計算書について、一部様式に異なる部分があったことから、基準に合うように修正し公開している。

なお、中央教育審議会で検討中の平成23(2011)年4月から義務付けられる予定の大学情報開示項目について、平成21(2009)年度事業報告書に盛り込み、平成22(2010)年度からホームページ上で公開することにした。

(2)8-2の自己評価

法令を遵守して、財務情報の公開を行っている。特に平成 19(2007)年度からは、学校法人の公共性に配慮し学園のホームページ上で公開している。学園広報による開示については、図表と解説を加え分かりやすく説明しており、好評である。なお、ホームページにも、財務諸表と合わせて学園広報を掲載し、閲覧者が理解しやすいように配慮している。

平成 19 年度には資金収支計算書及び消費収支計算書について、一部様式に異なる部分があったが、基準に合うように修正し公開している。公開時期については、理事会承認後5月末までにホームページに掲載し、事業団の公開時期を遵守している。

なお、平成 23(2011)年度から義務付けられる予定の情報開示項目を、平成 21 年度事業報告書に盛り込み、義務付けに先行して公開している。

8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

≪8-3の視点≫

8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入(寄附金、委託事業、収益事業、資産運用等)の努力がなされているか。

(1) 8-3の事実の説明(現状)

外部資金の最大のものは私立大学等経常費補助金を始めとする補助金である。平成21(2009)年度は学園全体で754,170千円(大学174,527千円)であった。私立大学等経常費補助金の一般補助は漸減傾向にあるので、特別補助の獲得に努力し、前年度より66,877千円の増(大学20,780円増)となった。

大学では全教員に科学研究費補助金への申請を促している。平成 21(2009)年度は 9 件応募し、新規採択は 2 件(交付額 2,730 千円)で、継続分と合わせて 4 件(交付額 4,576 千円)であった。

また、平成 21(2009)年度に文部科学省の「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」各プログラムのうち「大学教育・学生支援推進事業」(学生支援推進プログラム)に申請し、前年度の社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラムに引き続き採択され、平成 23年(2011)度までの 3年間に約 27,000 千円の補助を得る見込みである。

寄附金については、後援会、留学生支援の会及び教職員有志からの寄附金があるが、寄 附金比率は前述のとおり全国平均より低い。

資産運用については、学生生徒園児数の減少により、学生生徒納付金及び補助金の減少分を補填する意味で平成 20(2008)年度までは積極的に行ったが、大学移転用資金を確保するべく資産運用は見合わせているのが現状である。また、従来は資産運用を内規で行っていたが、文部科学省通知に従い、平成 21(2009)年 4 月 1 日から資産運用規程を制定し、理事会で年度方針を決定することとするなど、運用報告等資産運用のあり方を全面的に改めて実施している。

その他、収益事業として駐車場の経営及び制服販売等を行っており、売上高合計額は 11,260 千円であった。

(2) 8-3の自己評価

採択制の私立大学等経常費補助金特別補助の獲得に努力し、成果をあげている。科学研究費補助金の申請件数は、全教員に申請を促しているにもかかわらず、少ない。一方、文部科学省の「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」プログラムに積極的に申請し2年連続して採択されたことは、大学として前回の点検・評価を踏まえ組織的に取り組んだ成果と言える。

[基準8の改善・向上方策(将来計画)]

単年度会計において財務の健全状態を維持するために、入学者を確保し、学生生徒等納付金の増収を図ることに最大の努力を傾注する。そのことが、人件費比率の低下にも寄与することになる。そのために「未来経営戦略推進経費(旧定員割れ改善促進特別支援経費)」

及び中期事業計画に掲げた事項の実現に着実に取り組む。

平成 19(2007)年度に実施した給与改定の際、帰属収入に見合った賞与支給を行うこととしたので、平成 20(2008)度から効果がでてきている。今後は、平成 23(2011)年 4 月からの大学移転を成功させ、学生数の増加を図りたい。

財務情報は、今後もホームページ等により積極的に開示していく。その際、閲覧者に理解しやすく、かつ、正確に情報が伝わるように、工夫、改善に努めるとともに、基準に則って9月末までの公開を厳守する。

また、教育研究を充実させるために、各教員に対して科学研究費補助金への申請を一層促すとともに、大学としては「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」各プログラムに積極的に申請することとする。なお、寄附金募集については、恒常的な募金方策を法人において検討する。

基準 9. 教育研究環境

9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス(校地、運動場、校舎等の施設設備)が整備され、適切に維持、運営されていること。

≪9-1の視点≫

- 9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、 教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効 に活用されているか。
- 9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

(1) 9-1の事実の説明

*施設設備等の整備状況と活用について

本学のキャンパスは、霧島市隼人町の鹿児島空港に程近い高台に位置しており、平成 21(2009)年度の校地、校舎等の面積及び主要施設等の設置状況は、下表のとおりである。

		— »,
区 分	面積(㎡)	設置基準上必要な面積 (㎡)
校 地	128,578.00	13,580
校 舎	16,851.30	7,830

表 9-1 校地及び校舎の面積

表 9-2 建物等の面積と建物内主要施設等

名 称	面積(m²)	階	主要施設等		
管理・研究棟	3,220.62	3(4)	理事長室・学長室・学部長室・学務部長室・入試広報部長室・事務 局長室・生涯学習センター室・大会議室・会議室・専任教員研究室・ 非常勤講師室・保健室・学生相談室・事務室・教員交流談話コーナ ー		
第一講義棟	5,055.23	4(6)	講義室・演習室・心理学実験室・心理学教室・教員研究室・心理学調査室・社会調査室・学生自習室・心理相談センター諸室(受付け・相談者控室・相談室・プレイルーム)・LL 教室・LL 準備室・コンピュータ室・院生自習室・院生控室		
第二講義棟	2,260.04	4	大講義室・中講義室・講義室		
合併教室棟(コスモスホール)	2,502.90	4(5)	大講義室・中講義室・和室・進路支援センター・軽食喫茶室・談話 室・学生控室・売店・学友会室・部室・国際交流サロン		
図書館	2,319.30	3	館長室・事務室・開架閲覧室・教員閲覧室・演習室・ネットワーク 管理室・AV コーナー・レファレンスカウンター・学習支援センタ ー		
体 育 館	1,436.17	2	体育室・ステージ・シャワー室・卓球室・事務室・倉庫		
食堂棟	1,340.66	2(3)	食堂・厨房・部室・トレーニング室・電気室・冷凍機室・ボイラー 室・受水槽		
研 修 館	99.22	2	(ログハウス)研修室		
弓 道 場	240.00	1	6人立ち		
守 衛 室	10.85	1			
倉 庫	104.00	1			

	芙 蓉 寮	983.38	3	(女子寮 鹿児島市高麗町所在)
ĺ	運動場	23,554.00	$250\mathrm{m}$	トラック・120m直線コース
ĺ	テニスコート	1,200.00	2面	

()は、塔屋を含む。

- 1) 校地は、十分に設置基準を満たしている。校地の中に森林を有し、緑豊かな環境を維持している。
- 2) 建物内には、表 9-2 に示したとおりの施設等を置き、設置基準に規定された施設を全て整備している。第一講義棟内のコンピュータ室は4室(パソコン計114台)あり、授業に使わないときは学生に開放している。
- 3) 図書館では、図書館システム (図書館間相互貸借管理 ILL [Inter Library Loan]、統計、図書原簿、蔵書目録検索サービス等)を導入している。図書資料は、各学部・学科及び研究科に対応して系統的に整備し、全て開架している。閲覧用等の座席は、合計 258 席ある。過去 3 年間の 1 日平均の入館者数は約 201 人、年間一人当たり平均貸し出し冊数は 6.7 冊である。開館時間は、平日は 9:00~18:00 (木曜日のみ 19:30) まで、土曜日は9:00~16:30 とし、一般開放も実施している。
- 4) 大学院心理臨床学研究科の実習施設である心理相談センター諸施設を、臨床心理士認 定協会の一種指定大学院の基準に対応して整備している。また、管理棟内に生涯学習セ ンター室及び保健センターの保健室と学生相談室、図書館に学習支援センター、多目的 棟に進路支援センターを設置している。

*施設設備等の維持・運営について

- 1) 施設設備等の営繕、構内の環境整備、防火設備の維持管理、物品の管理等のために専門的知識・技術を有する技術職員を配置している。また、必要に応じて外部の専門業者に業務の委託や工事を依頼している。情報処理施設・設備の維持・管理は、情報教育担当教員及び情報基盤センター専任の職員が対応している。
- 2) 構内の清掃・警備・食堂及び売店の運営に関する業務は、それぞれ専門の業者に委託 している。また、消防設備、給水設備(水質検査を含む)、空調設備(ボイラー、冷凍 設備)、受電設備、浄化槽設備、昇降機の検査・点検等も外部業者に委託している。
- 3) 図書館では、図書の収納の限界に近づいているため、平成 22(2010)年度に集密書架を 導入することにした。
- 4) 保健センターでは、医師資格のある教員がセンター長を務め、看護師資格のある専任職員とともに学生及び教職員の健康管理を行っている。なお、専任職員は、様々な問題を抱える学生に親身に対応し、臨床心理士の資格を有する心理臨床学科教員による学生相談の日程調整も行っている。
- 5) 心理相談センターには、臨床心理士資格を有する職員が常駐し、外来者の対応及び電 話受付けを行っている。
- 6) 専任教員の研究室は十分にある。非常勤講師室は共用で設置しており、各講師用のメールボックスを置き、湯茶のセルフサービスを行っている。
- 7) 平成 23(2011)年 4 月にキャンパスを鹿児島市に移転するので、現キャンパスの施設の 改修は必要最小限度にとどめることとしているが、テニスコート 2 面の整備を行った。

また、耐震対策として、地震発生を予想した防災訓練を実施した。

(2) 9-1の自己評価

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報関係施設、大学院用施設及びその他の施設は、設置基準等を満たしており、有効に活用されている。また、コンピュータは最新の機器に定期的に更新しており、施設設備の整備状況及び維持管理は適切になされている。テニスコート2面の整備を行ったため、学生の利用が再開された。

専任教員の研究室は十分にあり、また、非常勤講師への対応も適切に行っている。

- 9-2 施設設備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。
- 9-2-1 施設設備の安全性が確保されているか。
- 9-2-② 教育研究活動の目的を達成するための、快適な教育研究環境が整備され、有 効に活用されているか。

(1) 9-2の事実の説明(現状)

- 1) 施設設備の安全管理については、有資格の技術職員が委託業者と連携して、消防法、 電気事業法、高圧ガス取締法危害予防規程、労働安全衛生法安全規則等の法令に規定さ れた消防・給水・空調・受電・エレベーター・浄化槽等設備の日常点検、定期点検及び 整備を遺漏なく実施しており、不具合があれば迅速に対応し、安全性を確保している。
- 2) 法人として「防災管理規程」及び「応急防災対策要領」を定め、その中で台風や集中豪雨等で災害が予想されるときの施設設備(スクールバスを含む)の管理方法について具体的に明示している。職員は、毎年襲来する台風時には、この要領に沿って迅速かつ的確に対応しており、人的被害の防止はもとより、施設設備の安全性を確保し、被害を最小限にとどめることに努めている。
- 3) 情報サービス・ICT 環境に関しては、ネットワーク管理者を置き、外部から攻撃されないための情報安全管理を行うとともに、学生の成績管理等の個人情報に関する情報処理は、イントラネットで行い、外部への漏洩を防いでいる。
- 4) 施設のバリアフリー化については、図書館以外にはエレベーターを設置していないので、障害者の入学に合わせて当該学生の学生生活に支障のないように整備を行った。車いすで受講できるように教室内を整備し、各建物の出入り口にスロープを設け、階段手すり、障害者専用の駐車場及びトイレを設置した。第一・第二講義棟には電動車いす用階段昇降機を整備した。
- 5) アスベスト対策については、平成 18(2006)年度に封じ込め工事を行った。
- 6) 快適な学生生活を送るために必要な施設・設備として、学生食堂、喫茶、売店、多目的ホール(愛称「コスモスホール」)、国際交流サロン等の福利厚生施設を開設している。売店では教科書販売のほか、文具・日用品・図書・袋菓子等を販売している。
- 7) 文化・体育系課外活動施設として、部室、和室、トレーニングルーム、運動場、剣道場(学外)、弓道場、ラグビー練習場(学外)等を設置している。また、合宿・研修施

設として、研修館(ログハウス)を構内に設けている。

- 8) 本学キャンパスは、霧島連山を望む霧島市の上野台地に位置し、緑豊かで静寂な環境にある。梅、桜、木蓮、ケヤキ、銀杏などの樹木が季節を彩り、林の中からは鶯等の小鳥の鳴き声が聞かれる。構内は、樹木の剪定や草刈など常に整然と管理され、快適な空間が維持されている。
- 9) 学生の通学のためにスクールバスを、平日は鹿児島-大学間 10 便、国分・隼人-大学間 9 便、土曜日は鹿児島-大学間 3 便、国分隼人-大学間 3 便を運行し、多くの学生が利用している。
- 10) 自動車やオートバイによる通学者のために、学生駐車場と駐輪場を設置している。
- 11) 施設・環境委員会を組織し、アメニティの向上方策を検討している。委員会では、必要に応じ学生代表との合同会議を開催して学生のニーズを直接聞き、検討に資している。

(2) 9-2の自己評価

キャンパスは恵まれた自然環境にあり、構内は常に清潔かつ美しく保たれている。施設 設備の安全性に関しては、建物のアスベスト対策は実施済みであり、また、技術職員が法 令に則り委託業者と連携しながら点検整備を行っており、適切に管理している。バリアフ リー化の取組みに関しては、講義棟にエレベーターを設置していないため必ずしも十分と は言えない。

キャンパスを移転することになっているが、現キャンパスでの残された期間の教育研究 や学生生活に支障のないよう、必要な施設設備の整備を実施している。

[基準9の改善・向上方策(将来計画)]

現在、移転予定地の建物等の改修工事を推進中である。新キャンパスでは、特にバリアフリー化に対応し、エレベーターを新設することにした。また、図書館には、集密書架を導入する計画である。

新キャンパスは、現在地に比し校地面積が狭くなるので、その条件下での教育研究の推進及びアメニティ確保の方策を施設環境委員会等で検討することにしている。

基準10. 社会連携

10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

≪10-1の視点≫

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1) 10-1の事実の説明(現状)

- 1) 本学が持つ物的・人的資源を社会に提供する活動の拠点組織として、「生涯学習センター」及び「心理相談センター」を設置している。生涯学習センターは単独あるいは連携の事業として、「ニューライフカレッジ霧島」(通称「隼人学」。霧島市教育委員会及び鹿児島工業高等専門学校との連携講座)・学校臨床セミナー・人間関係学講座・語学講座等の公開講座を実施し、年2回の『志學館大学生涯学習センター通信』、及び『生涯学習推進のための志學館大学人材情報』を発行している。心理相談センターは市民の心理相談や研修会提供を通じて、心理臨床分野の人的資源を社会に提供している。平成20年度の「認証評価」では、「地域に密着した大学として、心理相談センターと生涯教育センターを柱に、積極的に社会連携が進められている」と評価された。
- 2) 既存の科目等履修生や聴講生の制度のほかに、「共修講座」制度により本学の正規授業を聴講生より安い受講料で広く地域住民に開放している。
- 3) 大学図書館の資料の館内閲覧に加えて図書の館外貸出しを地域に開放するため、平成 19(2008)年度末に霧島市国分図書館・隼人図書館と協定を結び、地域住民が利用しやすいシステムに改善した。平成 20 年度には霧島市民への利用者カード新規発行数 11 人・図書館利用者数 35 人・貸出冊数 93 冊、平成 21 年度には、順に 5 人・71 人・251 冊であり、利用者数・貸出冊数は平成 19 年度以前よりも大幅な増加となった。
- 4) 平成 20(2008)年度文科省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」採択・委託事業として、本学と鹿児島女子短期大学の共催により平成 20(2008)年度から「介護福祉士の専門性を高めるための『心理的支援力の実践力養成プログラム』」を実施し、平成 21(2009)年度末で約 90 人の介護福祉士が受講している。本学大学院の臨床心理士養成教育で培ったノウハウや人的資源を、現場の介護職員のニーズに噛み合った「心理的支援力」養成の分野で提供している。

(2) 10-1の自己評価

生涯学習センター及び心理相談センターの活動に加えて、「介護福祉士の心理的支援力養成」という新たな分野で本学の人的資源を社会に提供していることで、本学の社会貢献活動は拡大している。

10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

≪10-2の視点≫

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

(1) 10-2の事実の説明(現状)

- 1) 従来、企業との連携・協力は、インターンシップ生の受入、学内企業ガイダンスや模擬面接会の実施などの学生のキャリア教育や進路支援の分野で進んできたが、教員の研究と関わる分野では十分ではなかった。しかし、平成20(2008)年度には、霧島市商工会議所及び雇用・職業能力開発機構鹿児島センターからの受託研究を、合わせて2件実施した。
- 2) 法学部法ビジネス学科の 2 年生必修科目「法ビジネス基礎演習」において、地元の中 堅企業と連携して企業研究や企業訪問を行い、また、地域経営やコンプライアンスの教 育に経営者の講演を取り入れるなど、企業との協力関係を学科の教育に活用している。
- 3) 平成 20(2008)年度に文部科学省 戦略的大学連携支援事業に採択された「鹿児島はひとつのキャンパス―地域のリーダー養成のための大学連携と総合教育の構築」プログラム、及び平成 21(2009)年1月に設立された「大学地域コンソーシアム鹿児島」に参加し、県内の12の大学等との連携事業を行っている。

(2) 10-2の自己評価

企業との連携を強めることは本学の課題であったが、平成 20(2008) 年度に業者団体等からの受託研究を行ったことや、法学部法ビジネス学科の教育に地元企業との協力を得ていることは、教育研究面における今後の大学と企業等との関係の発展につながる可能性がある。

10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

≪10-3の視点≫

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) 10-3の事実の説明(現状)

- 1) 生涯学習センターにおいて霧島市教育委員会・鹿児島工業高等専門学校との三者連携による「ニューライフカレッジ霧島」を継続する他、霧島市教育委員会の協力により、人間関係学部心理臨床学科専門科目「教育臨床実習」中の野外体験実習を地元小学生と受講学生の野外体験交流キャンプとして実施するなど地元・霧島市との安定した協力関係を構築している。
- 2) 心理相談センターの心理相談活動、主催研修会の実施や県内関係機関の研修会講師派遣などを通じて、霧島市や姶良伊佐地域などとの協力関係も継続している。
- 3) 県教育委員会の依頼による学校教員のパワーアップ研修(10 年経験者研修)の引き受け、霧島市の要請による公立中・高等学校への「こころの相談員」派遣(大学院生)、心理臨床学研究科による鹿児島県内の臨床心理士を対象にした「志學館臨床ゼミ研修プログラム」などを、引き続き実施している。
- 4) 平成 20(2008)年 10 月の本学移転の決定に際しては、これまで構築してきた霧島市との

信頼関係を考慮して、公表の前に霧島市当局に対して事情説明を行い、地元の理解と納得を得るように努めた。公表の後、移転計画の具体化の過程でも、生涯学習センターや心理相談センターと霧島市との協力関係のあり方について、同市との協議を進めている。生涯学習センターが関わる「ニューライフカレッジ霧島」は、移転後も霧島市で継続することになっている。また、心理相談センターの霧島地域での心理相談活動を平成22(2010)年度中には終了することについて、霧島市の了解を得ているとともに、現相談者の不利益を発生させないように、丁寧にケースに対応している。

(2) 10-3の自己評価

生涯学習センターと心理相談センターを軸とした本学と地域社会との協力関係が構築されており、センターに対する地域社会の信頼も厚い。その意味では、大学の移転は地域社会にとって大きな「痛手」となることを自覚し、移転問題について霧島市当局や地元住民の理解を得るように、誠実に対応している。

[基準10の改善・向上方策(将来計画)]

本学の社会貢献活動を組織的に担う軸である生涯学習センター及び心理相談センターの活動の基盤は、主に霧島市とその周辺地域であったが、本学が地理的に地元市街地から隔たっていることは、霧島市とその周辺地域の住民にとってすらも、大学を「遠い」ものと感じさせていた。しかし、本学は平成23(2011)年度から鹿児島市紫原に移転するので、大学が広く社会連携する対象地域や連携のありようは、移転によって変化せざるを得ない。

移転後の、周辺住民が訪れやすい新キャンパスの立地条件は、大学の物的人的資源を提供しやすくする。そこで、移転先の地域社会となる鹿児島市、特に紫原地域において、大学の社会貢献活動や地域社会との連携の可能性が拡大することを見越して、新たな社会貢献・地域社会との協力関係の方策のアウトラインを早急に検討する。生涯学習センターについては、霧島市地域との連携を継続しつつ、鹿児島市において新たな地域連携を進めていく。同センターの霧島市との地域連携の方策は、平成 22(2010)年度中には策定する。心理相談センターについては、平成 23(2011)年度から新キャンパスで全面的に展開できるように、施設面、人的配置面等の準備を進めている。

基準11. 社会的責務

11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

≪11-1の視点≫

- 11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。
- 11-1-2 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 11-1の事実の説明(現状)

社会的機関として必要な組織倫理の基本的事項については、法人において「管理及び運営に関する規則」「就業規則」「服務規程」「個人情報保護規程」及び「事務職員心得」等を定め、大学を含む全ての設置校及びその構成員である教職員の組織倫理として規定している。大学においては「学則」に大学の目的、自己点検及び評価、積極的な情報公開その他組織等について規定するとともに、「科学者の行動規範」「ハラスメント防止に関する規程」「『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)』に基づく体制整備等に係る本学の取扱方針について」等で必要な事項を定めている。

これらの規程等は、教職員要覧として編集し全教職員に配布して、新採用教職員研修並びに年度当初の教授会及び職員定例会で説明し、注意を喚起している。教職員は、学園の定めた「就業規則」及び「服務規程」等を遵守し、規定に基づき就業し、兼務、出張、休暇等諸手続きを厳正に行っている。

なお、ハラスメントの防止については、セクシャルハラスメントに留まらず、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントも対象とすることを規程上でも明確にし、学長を委員長とする防止委員会を置いた。万一のハラスメント被害の訴えには迅速な対応ができるように、男女の相談員を常置している。訴えがあった場合は、慎重な調査に基づき解決を図るとともに、必要に応じて規定に基づき厳正な対処をすることにしている。

また、公益通報者保護法の趣旨に鑑み、「志學館学園内部通報規程」を制定するとともに、コンプライアンス・マニュアルを作成し、3ヶ月ごとのコンプライアンス研修及びコンプライアンス・チェックシートによる自己チェックと上司による確認を実施した。

さらに、平成 20(2008)年度自己評価の課題であった「人を対象とする実験、調査、研究に関する倫理審査委員会に関する規程」を制定し、当該研究にかかる審査を実施した。

(2)11-1の自己評価

社会的機関として大学に求められる組織倫理について、必要な規程を整備し、規程に基づき適切に運営している。新たに3ヶ月ごとの実施が義務付けられたコンプライアンス研修会は年度途中からの実施であったため、2回にとどまった。

組織倫理に関する規程等を教職員要覧にまとめ、全教職員に配布して毎年度当初の教授 会及び職員定例会等で注意を喚起し、不祥事の未然防止に努力している。

11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

≪11-2の視点≫

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2の事実の説明(現状)

学内外で発生する危機のうち暴風雨、地震、火事等の災害については、学園の防災管理 規程及び応急防災対策要領に基づき、大学の消防計画及び防災計画を策定している。その 中に火元責任者と点検区域一覧、防災組織及び任務、非常連絡網を規定している。具体的 には、想定される危機毎に次のような管理体制をとっており、危機的事態が発生した場合 は、速やかに現場対応をするとともに、関係部局長及び学長に逐次報告し、指示を受ける ことにしている。なお、必要な場合は、学長の指揮のもとで、運営会議構成員による緊急 対策本部(防災計画では「防災会議」)が対応することにしている。

- 1) 構内の危機管理については、綜合警備保障会社に委託して 24 時間体制(夜間は機械警備を付加)で警備員を配置し、人及び車両の入出構管理をするとともに、盗難や事故防止のために構内巡回を行い、キャンパス警備を十全に行っている。
- 2) 自然災害や火災等による施設設備の被害については、損害保険に加入し万一に備えており、実際に台風や落雷による被害の補償を受けている。また、火災・地震・風水害発生時の防災対応マニュアルを策定し、教職員要覧及び学生便覧に掲載するとともに、授業中に火災又は地震が発生したという想定で、学生の避難訓練、自衛消防隊員の通報及び消火訓練を地元消防署の協力を得て毎年行っている。なお、平成 21(2009)年度学生便覧に危機管理マニュアルを掲載し、学生への周知を図った。
- 3) 台風や大雨時には、公共交通機関の運行状況及び道路状況をもとに、防災会議で授業時間の変更又は臨時休講措置及びスクールバス運行ダイヤの変更を速やかに決定している。早朝等、授業開始前の緊急連絡は、インターネットを活用しホームページ及び携帯電話の E メールで通知する志學館大学緊急連絡システム (通称「einfo イーインフォ」)を整備し、学生の安全に配慮している。
- 4) 学内での盗難事件や学内外での交通事故、国外でのテロや感染症の発生等派遣留学生の安全に関わる問題等については、学務課を窓口として学務委員会、国際交流委員会及び当該学生の指導教員が対応している。
- 5) 急病人対応等学生及び教職員の健康面の危機管理については、保健センターにおいて 初期治療を行うとともに、必要な場合は救急車要請、学校医等外部診療施設への紹介を 行っている。保健センターには AED (自動体外除細動器)を 3 台備えるとともに、学生及 び教職員を対象に心肺蘇生法の講習会を消防署の協力を得て実施しているほか、救急対 応マニュアルを作成し、担当者に周知徹底している。
- 6) 学生の教育研究活動中の災害事故補償のために、入学時に学生教育研究災害傷害保険に全員加入させるとともに、学研災付帯賠償責任保険に任意加入させている。また、大学生活のあらゆるリスクを補償するための保険として、大学独自で外部業者との契約に基づき「学生総合保障制度」を設け、任意加入させている。さらに、学外での実習や外国での語学研修に際しては傷害保険等への加入を、自家用車通学の許可条件として自動車保険の契約を義務付け、万一の事故に備えさせている。
- 7) エイズ等性感染症、薬物乱用、悪徳商法、ローン(サラ金・クレジットカード)、セク

ハラ、ストーカー等の被害者又は加害者にならないように注意を喚起するとともに、事態発生の場合は、保健室及び学務課を中心に解決のための相談に応じている。なお、新入生に対する啓発活動として、入学式後に平成 19(2007)年度は悪徳商法について、平成20(2008)年度はエイズ等性感染症について、講演会を開催した。

- 8) 個人情報の保護については、法人として個人情報保護宣言を行い、また全教職員が情報漏洩防止の誓約を行うとともに、個人情報を記載した書類はシュレッダーで処理するようにしている。なお、インターネットを通じて個人情報が漏洩することがないように、事務処理はイントラネットとしている。
- 9) 情報ネットワークに関する危機(天災、火災、事故等)、特にサーバー障害が発生した場合を想定して、データのバックアップをするように徹底している。
- 10) 入学試験の実施に関しては、試験ごとに実施マニュアルを作成し、かつ、試験実施本部を置き、入試問題の出題ミス防止、試験の円滑な実施、警備及び緊急事態対応等に万全を期している。
- 11) スクールバスの運行に関しては、安全運転管理規程に基づき毎年、運転手に運転技能 研修及び運転手適性検査受検を課し、受験結果に基づき事務局長が個別指導を行い、安 全運転の徹底を図っている。

(2) 11-2の自己評価

危機管理の対象となる各分野について、個別に基本的な体制や方針を整備しており、その体制は適切に機能している。防災対応マニュアル等日常的に必要な危機管理に関するマニュアル等を整備し、教職員要覧及び学生便覧に掲載し、教職員及び学生に周知徹底を図っている。

なお、AEDの使用方法を含んだ心肺蘇生法講習会を実施し、全教職員及び学生への習熟を図っている。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

≪11-3の視点≫

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3の事実の説明(現状)

教育研究の成果を公正かつ適切に広報し、社会の付託に応えることは大学の責務である。これを果たすために様々な媒体を活用して広報を行っている。その際、各委員会の長及び各課長は、誤ったデータや誇大広告的な広報がなされないよう、実質的なチェック機関としての役割を果たすこととしている。また、Web 上での情報発信の重要性に鑑み「ホームページ運用要項」を明文化し、責任者、情報提供の手続き、遵守事項等を定めている。

平成 21(2009) 年度からホームページに学生及び教職員のブログのページを新設し、ブログ担当者を任命し新鮮で親しまれる情報発信に取り組んだ。また、ホームページの更新の

ため各学部及び各課に担当者を置き、入試広報課及び情報基盤センターと連携し、積極的な情報発信を意識した更新作業に取り組んだ。

教育研究成果の学内外への広報物としては、各学部及び研究科の紀要がある。紀要発行に当たっては、それぞれ紀要編集委員会を常設しており、毎年度刊行要項、原稿執筆要項、刊行計画等を策定し、刊行している。

また、『生涯学習センター通信』及び『心理相談センター紀要』を発行している。

その他、教育研究成果に関連した広報物として『研究者一覧』『高大連携リクエスト講義』『生涯学習推進のための志學館大学人材情報』『志學館大学生涯学習センター共修講座』及び受験者向け大学案内パンフレット『志學館大学』がある。大学案内パンフレットについては、学長が作成委員を任命しており、その他の刊行物については、それぞれ所管課において関係委員会等の審議を経て各教員から原稿を集め、編集し発行している。

教育研究成果等の報道機関や高等学校等への情報発信のために、入試広報課が「ニュースリリース」を発行しており、平成 21(2009)年度は 42 号を数えた。

(2) 11-3の自己評価

大学の教育研究の成果を公正かつ適切に学内外に広報する体制を整備し、その体制は適切に機能している。ホームページを広報活動の媒体として積極的に活用するために、ブログのページを設け、学生及び教員のブログ担当者が随時書き込むとともに、ホームページの更新担当者を明確にしたため、適時的確に更新されるようになった。しかし、教育研究成果は、ホームページには掲載していない。

[基準11の改善・向上方策(将来計画)]

今後も引き続き、規程に基づき、コンプライアンス研修会や防災訓練等を確実に実施し、不測の事態に備えることとする。また、ホームページを広報媒体として一層活用するために、閲覧者の視点を意識しつつ、掲載情報の充実や更新に努力する。